

過疎市町村計画の策定状況等に関する
調査研究事業

－ 報告書 －

令和4年3月

総務省 地域力創造グループ 過疎対策室

目 次

1. はじめに.....	1
1-1. 本調査の目的等	1
1-2. 過疎地域の現状等についての整理.....	3
2. 市町村計画の調査・分析.....	9
2-1. 調査・分析の概要	9
2-2. 市町村アンケート調査分析を通じた全体像の把握.....	10
2-3. テキストマイニング分析を通じた課題及び事業に対する分析.....	21
3. 過疎市町村の課題や優良事例の分析	30
3-1. 調査・分析の概要	30
3-2. 過疎対策における課題に対するアンケート調査結果概要	31
3-3. 社会増を実現している団体の取組に対するアンケート調査	40
4. まとめ	48
4-1. 調査結果の総括	48
4-2. 今後の方向性.....	49

1. はじめに

1-1. 本調査の目的等

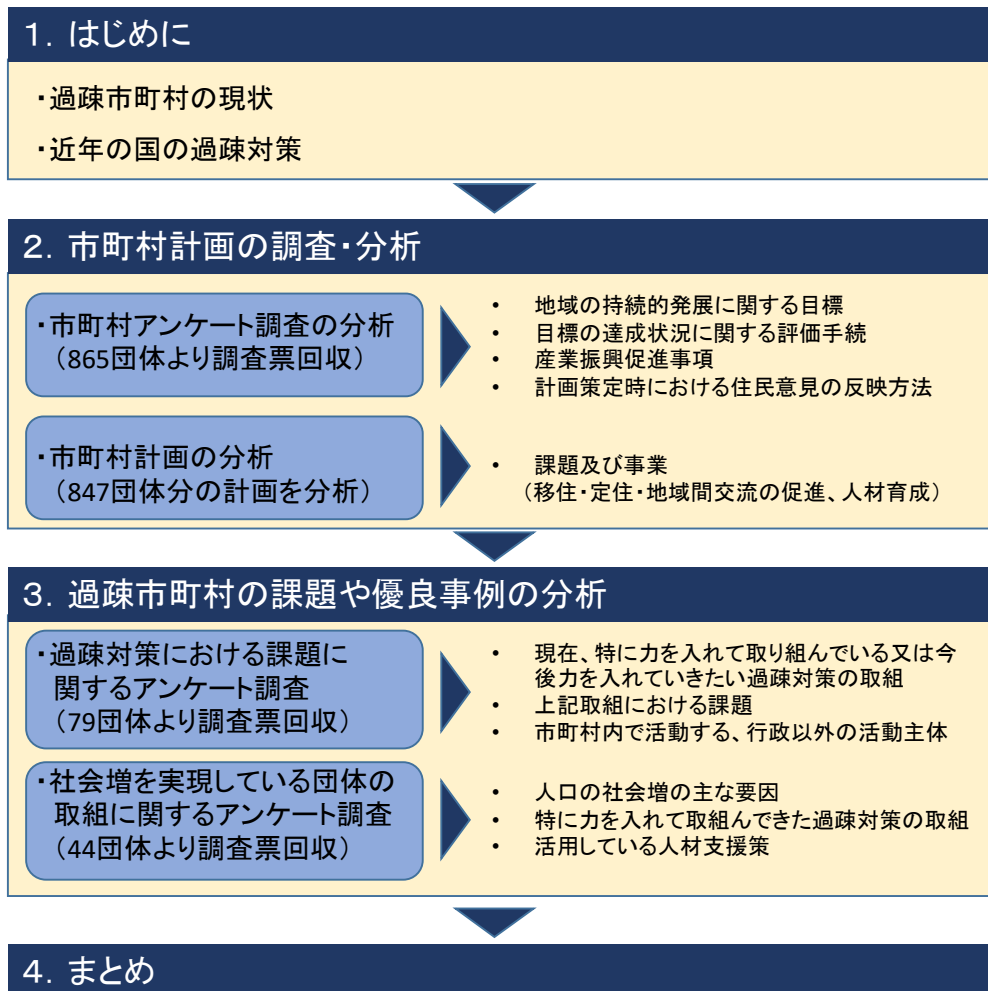
(1) 本調査の趣旨

- これまでに、過疎対策関連法のもとで講じられてきた各種の過疎対策の結果、過疎地域における産業の振興等に成果があげられており、携帯電話サービスエリアカバー率や道路舗装率等、一部の指標は都市部と比較して遜色のない水準に達しているものもみられる。一方で、大学等進学率等のように、都市部との差が拡大している指標や都市部と過疎地域の格差の再生産に繋がる懸念のある指標もみられる。
- 過疎地域対策緊急措置法の成立した 1970 年時点では、経済発展の遅れを始めとした都市部に対する過疎地域の格差是正が中核的な課題であった。我が国全体として人口減少やストックの老朽化が進行している現在では、過疎問題は特定の過疎市町村の問題であるだけでなく、都市部も含めた日本全体の課題となっている。
- 令和 3 年 4 月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」という。）に基づき、全国の過疎市町村で過疎地域持続的発展市町村計画（以下「市町村計画」という。）の策定や、市町村計画に基づく取組が進められているところである。
- 本調査は、過疎法の改正のポイントや論点を改めて全国の過疎市町村へ普及を図るとともに、人口減少の著しい地域や先駆的に取組を行う地域の課題や取組を整理し、過疎市町村が課題や過疎対策の検討を行う際に活用可能な資料を作成した。

(2) 調査フロー

- 本調査の調査フローは、以下に示すとおりである。

図表 1 調査フロー



1-2. 過疎地域の現状等についての整理

(1) 過疎地域の現状

① 過疎関連法に基づく取組による成果と課題

- 1970 年の過疎地域対策緊急措置法の成立以降、過疎対策関連法のもとで、総務省及び過疎市町村では、過疎地域に対する各種の対策が講じられてきた。その結果として、産業の振興、交通・情報通信・生活環境・福祉等の施設整備、無医地区の縮減、教育の機会の確保等に成果をあげてきたところである。また、一部の指標については都市部と比較して遜色のない水準に達しているものもみられる。
- 一方で、過疎関連法の目的が変遷（後述）するなかで「地域格差の是正」は一貫して掲げられているなど、これまでの取組により、過疎が解消されたとは言い難いのが実情である。ハード面を中心とした取組が進捗するなか、基盤整備の遅れによる経済発展の遅れという観点の重要度はやや退潮したものの、都市部との差が拡大している指標や、都市部と過疎地域の格差の再生産に繋がる懸念のあるものも散見される。

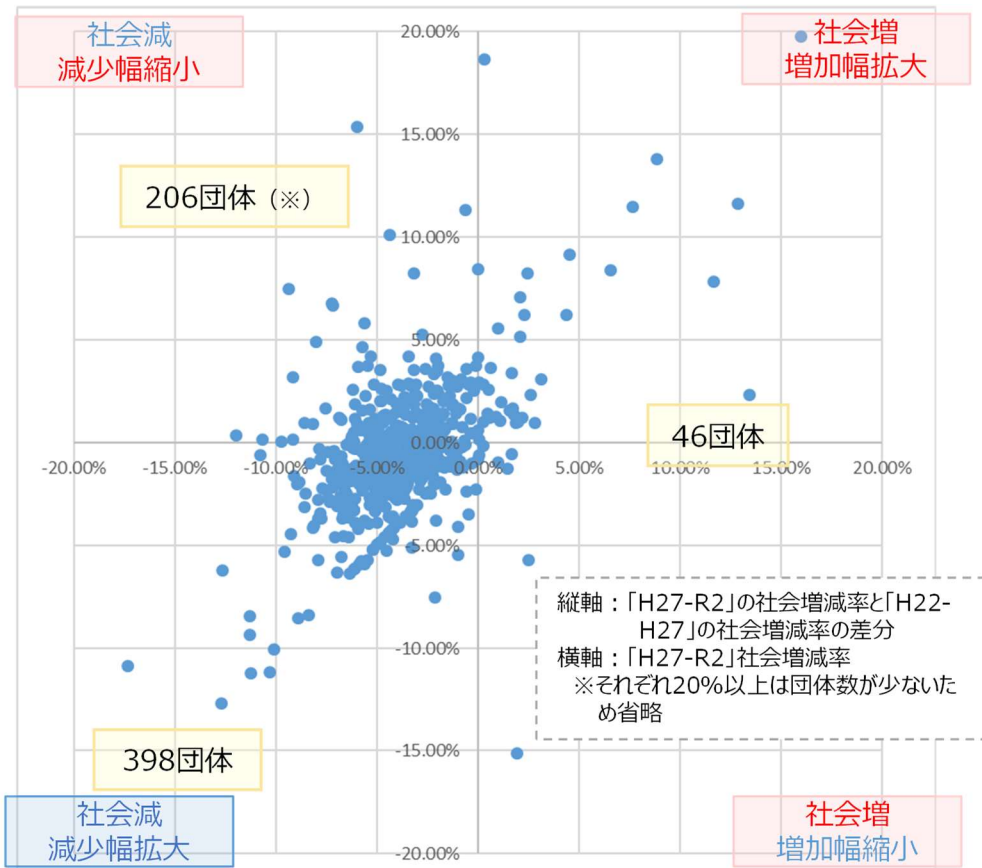
② 都市部も含めた日本全体の課題としての過疎問題

- 過疎地域の面積は国土面積の 60%に達しており、全市町村数に占める過疎市町村の割合も、1970 年から 2021 年にかけて上昇するなど、過疎問題は多くの市町村に関連する政策課題となっている。
- 過疎問題の深刻化の一因として、人口減少やストック老朽化が挙げられている。過疎関連法の成立当初と比較しても、過疎問題は過疎市町村の格差の是正のみならず、都市部も含めた日本全体の課題へと変容しているといえる。

③ 過疎地域同士の地域間格差の拡大

- 人口急減地域として一括りにされがちな過疎地域であるが、全部過疎地域（650 市町村（令和 3 年 4 月 1 日時点の市町村数。以下同じ））のなかでも近年社会増を実現している、又は社会減の減少幅が縮小している団体がある。一方で、社会減少率が高い団体も存在している。

図表 2 社会増減率と社会増減の拡大・縮小幅の分布図

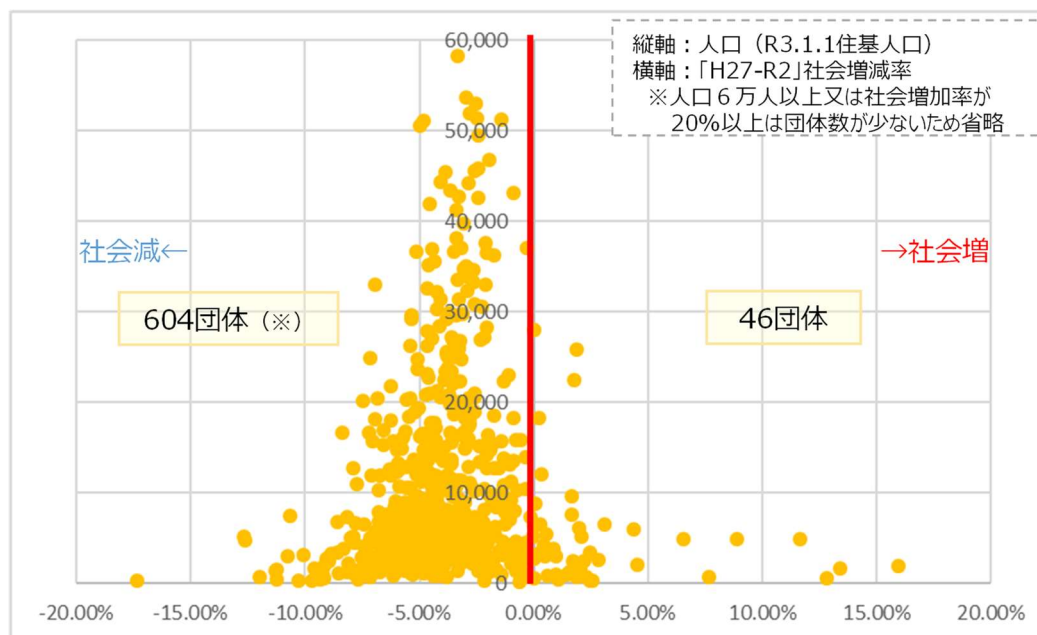


(※) 社会増減のない(±0) 2 団体を含む。

※ 社会増減率：(始点年から終点年の) 社会増減数 / 始点年の総人口数
社会増減数：(始点年総人口 - 終点年総人口) - 自然増減数 (始点年～終点年の出生数 - 始点年～終点年の死亡数)
(いずれも住民基本台帳に基づく人口、人口動態をもとに算出)

出典：過疎問題懇談会資料に基づき作成

図表 3 社会増減率と人口規模の分布図



	平均 社会増減率	社会増		社会減		団体数計C (A+B)
		団体数A	A/C	団体数B	B/C	
999人以下	△3.16%	9	32.1%	19	67.9%	28
1,000~2,999人	△3.45%	12	10.4%	103	89.6%	115
3,000~4,999人	△3.75%	10	9.9%	91	90.1%	101
5,000~9,999人	△3.95%	10	6.4%	146	93.6%	156
10,000~29,999人	△3.85%	5	2.6%	184	97.4%	189
30,000人以上	△3.16%	0	0.0%	61	100.0%	61
全部過疎団体計	△3.69%	46	7.1%	604	92.9%	650

※ 「平均社会増減率」は単純平均

出典：過疎問題懇談会資料に基づき作成

(2) 近年の国の過疎対策

① 近年の過疎関連法の理念の変遷

- 旧過疎法（平成 12～令和 2 年度）では「過疎地域の自立促進」が目的として位置付けられていたが、過疎法ではコロナ禍で過密リスクが顕在化した都市への集中を是正し、地方分散の流れを加速するため、豊かな自然環境や安らぎのあるライフスタイルを持つ過疎地域の「持続的発展」を新たな理念として位置付けた。旧過疎法から現行法にかけて、課題や目的に対しての重要な変更がみられる。
- 特に、過疎法では「人材の確保及び育成」が目的の筆頭に位置付けられ、「雇用機会の拡充」がこれに続いている。旧過疎法で筆頭に位置付けられた「住民福祉の向上」はその後に記載されるなど、旧過疎法の流れを踏まえつつも、過疎の問題は過疎地域だけの問題ではないという認識に基づき、過疎対策の考え方は変化してきている。

図表 4 過疎関連法の現在に至るまでの経緯

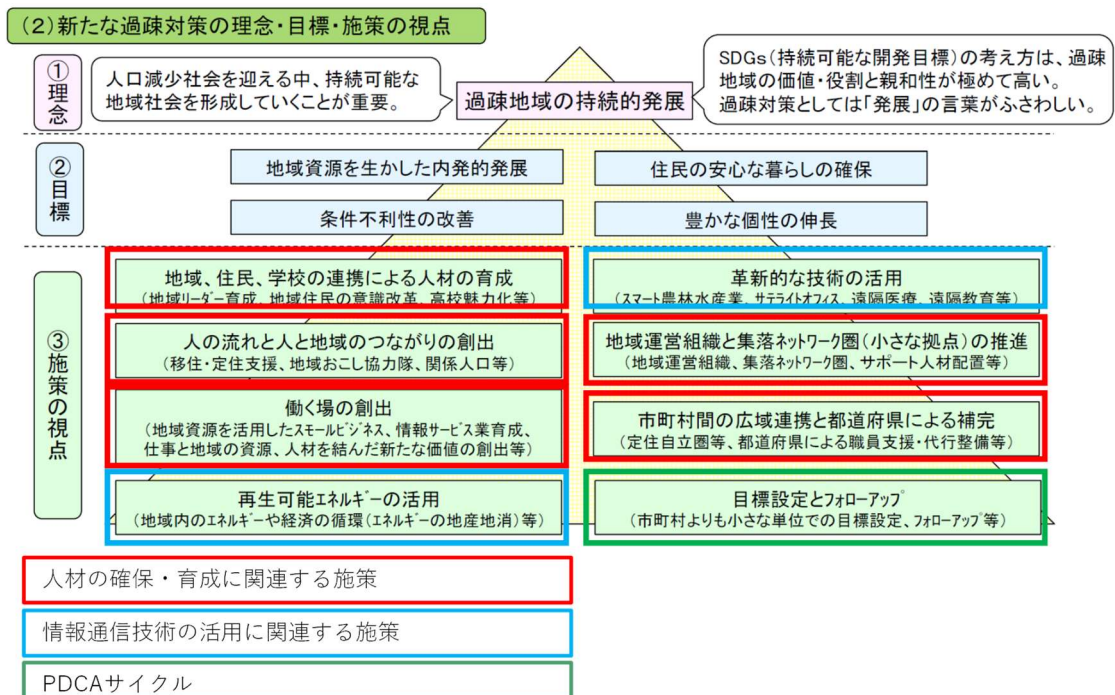
	過疎地域 対策緊急措置法	過疎地域振興 特別措置法	過疎地域活性化 特別措置法	過疎地域自立促進 特別措置法	過疎法(現行)
期間	S45～54	S55～H元	H 2～11	H12～R 2	R3～R12
目的	<ul style="list-style-type: none"> 人口の過度の減少防止 地域社会の基盤を強化 住民福祉の向上 地域間格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域の振興 住民福祉の向上 雇用の増大 地域間格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域の活性化 住民福祉の向上 雇用の増大 地域間格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域の自立促進 住民福祉の向上 雇用の増大 地域間格差の是正 美しく風格ある国土の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域の持続的発展の支援 人材の確保及び育成 雇用機会の拡充 住民福祉の向上 地域間格差の是正 美しく風格ある国土の形成
成果	<ul style="list-style-type: none"> 市町村道の改善 集会施設整備率の改善 人口減少の鈍化 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村道の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興、保健福祉、生活環境の整備の進捗 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村道の改善 生活の安定と福祉向上 個性ある地域の形成（観光入込客数増加） 	

出典：過疎問題懇談会資料に基づき作成

② 過疎対策の施策の視点及び支援制度

- 「理念」としては、国全体として人口が減少するなか、過疎地域においても一定の人口が減少するという前提のもとで、持続的な地域社会の形成や、過疎地域の持続的な発展が目指されている。
- 過疎地域の持続的な発展の実現に向けては、画一的な地域のあり様が想定されてはならず、各地域の多様な地域資源を活かした内発的な発展が、「目標」の一端を形成している。
- 「施策の視点」については、旧過疎法の施策を踏まえつつ、法改正に伴い、以下の特徴が強調されたものとなっている。
 - 人材の育成：従来から重視されてきた地域リーダーのみならず、それを支える地域住民の育成。また、狭義の地域住民以外にも都市部に居住する関係人口（人の流れと人と地域のつながりの創出）や、自然人以外にも地域運営組織などの住民組織（地域運営組織と集落ネットワーク圏の推進）が中核的な施策の視点
 - 革新的な技術：ICT や再生可能エネルギーの活用等、最先端の技術を活用して、過疎地域の条件不利性の改善を図ること
 - 目標設定とフォローアップ：「過疎地域持続的発展市町村計画作成例」に「計画の達成状況の評価に関する事項」が位置付けられるなど、市町村計画及び過疎対策におけるPDCAサイクルの重要性が明確化

図表 5 過疎法の理念、目標及び施策のポイント



出典：過疎問題懇談会提言概要に基づき作成

③ 過疎地域持続的発展市町村計画について

- 過疎地域持続的発展市町村計画の位置付けとしては、新過疎法第 8 条において、過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができることとされている。
- 令和 3 年 4 月 1 日の総務省から発出された計画通知（過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展市町村計画等について）及び事務連絡（過疎地域持続的発展市町村計画作成例等の送付について）に基づき、全国の過疎市町村において、計画の作成が進められた。
- 市町村計画で定めることが求められる事項のうち、旧過疎法から追加された事項は以下の通りである。
 - 地域の持続的発展に関する目標
 - 計画期間
 - 市町村計画の達成状況の評価に関する事項
- また、市町村計画には産業振興促進事項（農林水産業、商工業、情報通信産業、観光、その他の産業の振興促進）を記載することができることとされている。
 - 産業の振興を促進する区域
 - 産業振興促進区域において振興すべき業種
 - 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項

2. 市町村計画の調査・分析

2-1. 調査・分析の概要

- 過疎市町村の作成する市町村計画の分析にあたって、以下の手順で検討を行った。
- ① 市町村計画の全体像の把握（市町村アンケート調査分析）
- 過疎市町村に対するアンケート調査結果の分析を通じて策定した市町村計画の記載内容について把握・分析を行った。
 - アンケート調査を通じて把握した計画の記載項目は以下の通り。
 - 1) 地域の持続的発展に関する目標（過疎法第8条第2項第2号）
 - 2) 目標の達成状況に関する評価手続（過疎法第8条第2項第5号）
 - 3) 産業振興促進事項（過疎法第8条第3項）
 - 4) 計画策定時における住民意見の反映方法
- ② 課題及び事業に対する分析（テキストマイニング分析）
- 過疎法に定める施策分野（過疎法第8条第2項第4号イからルまでに定める事項）のうち、多くの団体が「地域の持続的発展に関する目標」にも位置付けている「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」に着目し、課題及び課題解決のために行う事業に対する分析を行った。

2-2. 市町村アンケート調査分析を通じた全体像の把握

(1) 地域の持続的発展に関する目標

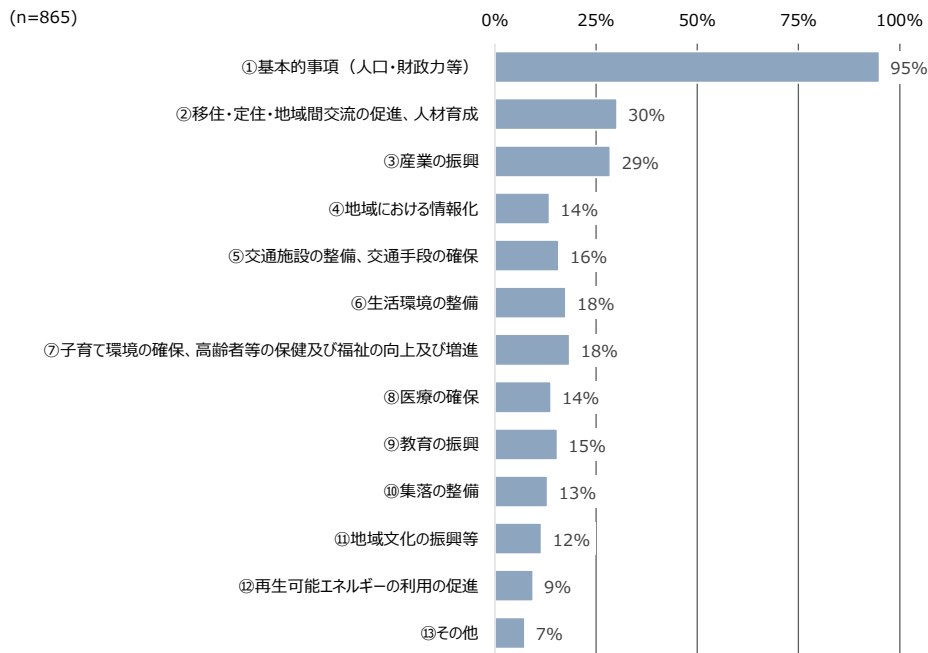
① 概要

- 市町村アンケートに基づき、市町村計画のうち、地域の持続的発展に関する目標について整理を行った。
- なお、アンケート調査の当該設問は自由記述式の設問となっているが、分析にあたっては、趣旨の類似・共通する回答をまとめたうえで集計している。

② 過疎法に定める施策分野等に着目した分析

- 市町村計画における目標としては、殆どの計画では、基本的事項において「人口、財政力等」を目標として位置付けており、具体的には計画期間終了時点の人口規模や計画期間を通じた人口の社会増を目標として設定するケースが多い。計画中で多様な施策を位置付けつつも、最終的には人口減少に歯止めをかけることを目標とする例が多いことがうかがえる。
- 過疎法に定める施策分野等に着目した分類で整理すると、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」と「産業振興」がいずれも約3割の計画で目標として位置付けられるなど、過疎市町村の取組む目標として重視されている。
- その他には、「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」「生活環境の整備」についても、2割弱の計画で目標として位置付けられており、比較的重視されているといえる。

図表 6 地域の持続的発展に関する目標（施策分野に着目した分析）



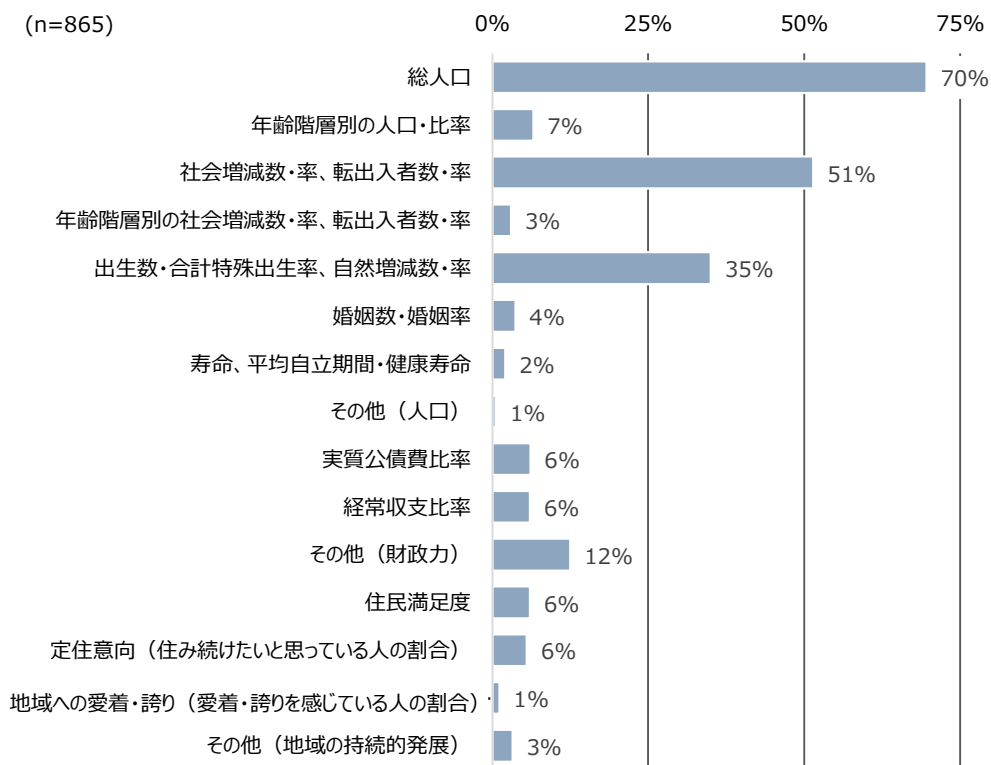
③ 施策分野別の分析結果

- 前項で施策分野などに応じて類型化した各項目に対して、具体的な目標として位置付けられている記載事項を整理した。

i. 人口、財政力等

- 人口、財政力等にかかる目標の内容としては、総人口を目標とする割合が約7割と、最も多い。次いで「社会増減数・率、転出入者数・率」が約5割、「出生数・合計特殊出生率、自然増減数・率」が約3割となっている。
- 団体の財政力にかかる目標については、代表的には経常収支比率や実質公債費比率を指標とする例が多い。その他の財政力にかかる指標としては、税収納率、将来負担比率、基金残高等を挙げる例がみられる。
- その他、地域の持続可能性にかかる目標として、住民満足度、定住意向等を位置付ける計画がみられた。

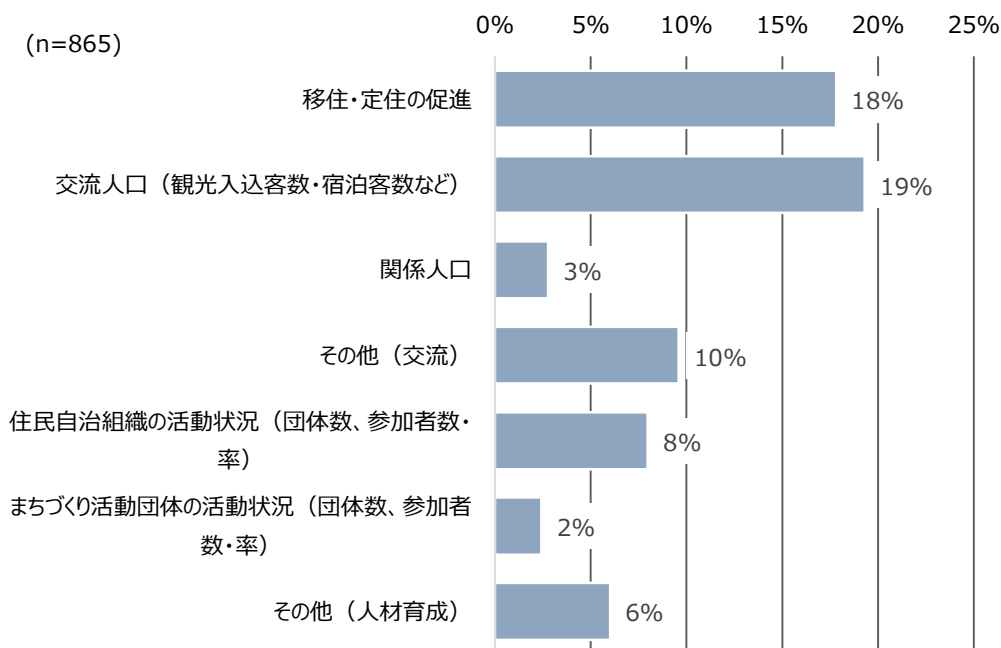
図表 7 地域の持続的発展に関する目標（人口、財政力等）



ii. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成にかかる目標の内容としては、「交流人口（観光入込客数・宿泊客数など）」の割合が最も高く約 2 割となっている。次いで、「移住・定住の促進（約 2 割）」、「その他（交流）（約 1 割）」となっている。
- 移住・定住の促進と、「人口、財政力等」で整理した「社会増減数・率、転出入者数・率」の違いについては、過疎市町村が取り組む移住定住施策の結果として転入する人口や、移住定住施策のアウトプット指標を指して「移住・定住」と位置付ける計画が多い。
- 交流にかかる目標については、観光入込客数や宿泊者数などのアウトカム指標を位置付ける計画が多いが、特定の施設やイベントの入込客数を指標化したり、団体の取組のアウトプット指標を位置付ける例もみられた（「その他（交流）」として整理）。
- 人材育成にかかる目標を明確に位置付ける団体は 1 割程度と、必ずしも多いとはいえないが、住民自治組織の活動状況、まちづくり活動団体の活動状況等を位置付ける例がみられた。地域で活動する代表的な主体として、地域運営組織や自治会、NPO 法人が挙げられる。その他には、ボランティア参加率や防災にかかる人材育成を位置付ける例もみられた。

図表 8 地域の持続的発展に関する目標（移住・定住・地域間交流促進、人材育成）



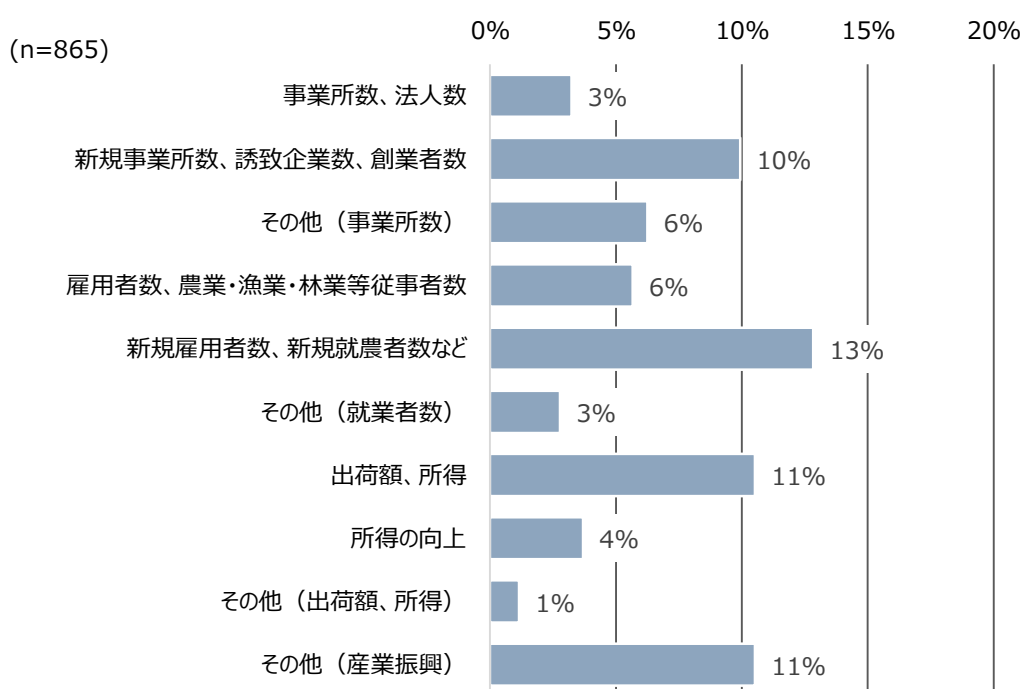
図表 9 移住・定住・地域間交流促進、人材育成にかかる目標の指標例

- 交流人口
 - ・ 観光入込客数
 - ・ 宿泊者数 等
- 移住・定住の促進
 - ・ 行政の移住・定住施策を通じた転入世帯数
 - ・ 移住相談の対応件数
 - ・ 空き家バンクの登録数、成約件数
 - ・ 空き家の活用件数
 - ・ 地域おこし協力隊の隊員数、地域おこし協力隊の定住者数 等
- 住民自治組織の活動状況
 - ・ コミュニティ活動等を行う自治会・町内会の数
 - ・ 自治会・町内会の加入率
 - ・ 地域運営組織の数
 - ・ 自主防災組織の数
 - ・ 消防団員の数、充足率 等

iii. 産業の振興

- 産業の振興にかかる目標の内容としては、「新規雇用者数、新規就農者数など」の割合が最も高く1割を上回っている。次いで、「出荷額、所得」、「その他（産業振興）」、「新規事業所数、誘致企業数、創業者数」となっている。
- 多くの市町村計画では、アウトカムの指標が位置付けられているが、特徴的な産業振興施策のアウトプット指標（補助事業の活用件数、研修会の開催件数、新商品開発の件数等）を目標として位置付ける例もみられた（「その他（産業振興）」として整理）。

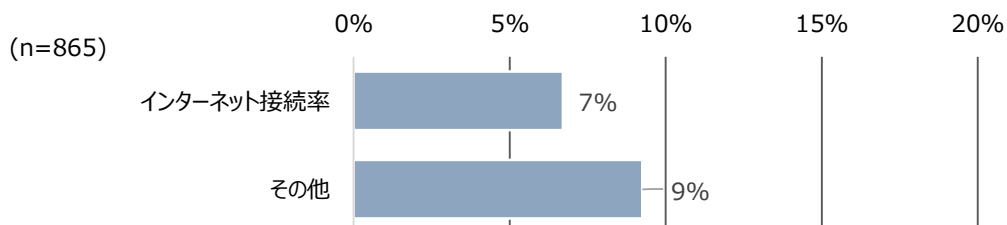
図表 10 地域の持続的発展に関する目標（産業の振興）



iv. 地域における情報化

- 地域における情報化にかかる目標の内容としては、インターネット接続率などを指標とする計画だけでなく「その他」の目標を位置付ける計画も多い。

図表 11 地域の持続的発展に関する目標（地域における情報化）



図表 12 「その他」の目標の指標例（地域における情報化）

■ 行政の ICT 化の促進

- ・ 電子申請可能手続き数
- ・ 消防救急デジタル無線統制による更新時コスト削減
- ・ 行政サービスへの ICT 導入累計件数 等

■ 住民への ICT の普及

- ・ 公式 SNS の登録者数
- ・ マイナンバーカード普及率
- ・ デジタルツールにかかる研修会の参加者数
- ・ 行政からのメールシステム登録者数
- ・ ケーブルテレビ加入差数
- ・ シェアリングエコノミーのアプリの普及率 等

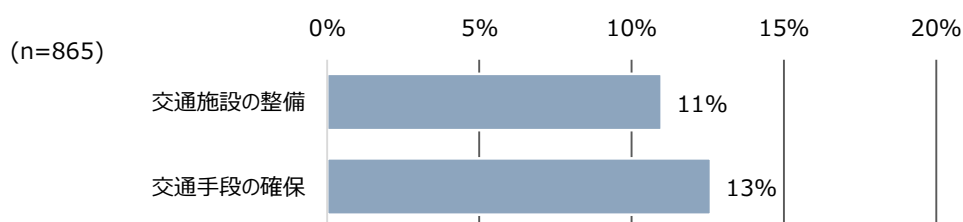
■ ICT を活用した産業振興等

- ・ スマート農業導入農家数
- ・ 教育用 ICT 機器の整備率
- ・ サテライトオフィスなどの開設件数
- ・ 新しい生活様式やデジタル化によるテレワークの進展 等

v. 交通施設の整備、交通手段の確保

- 当該施策分野のうち、交通施設の整備と交通手段の確保にかかる目標の内容としては、いずれも1割程度の市町村計画で、目標として位置付けられている。
- 交通手段の確保は路線バスやフェリーなどの乗降客数やコミュニティバスの維持等のソフト面の目標、交通施設の整備は道路整備に代表されるハード面の目標となっている。

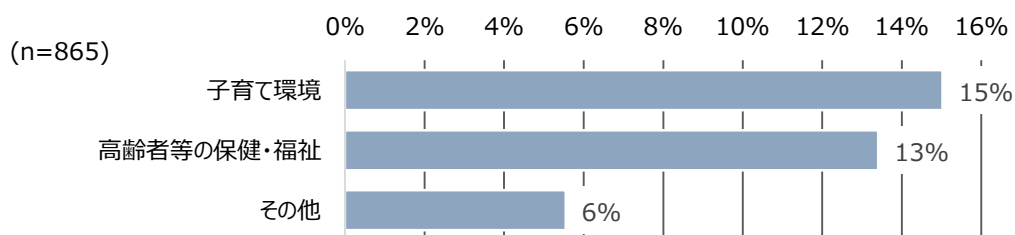
図表 13 地域の持続的発展に関する目標（交通施設の整備、交通手段の確保）



vi. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 当該施策分野のうち子育て環境の確保と、高齢者等の保健及び福祉の向上にかかる目標の内容としては、ともに1割を超える市町村計画で、目標として位置付けられている。
- その他、子育て世帯、高齢者世帯以外に障がい者福祉に関わる目標を位置付ける例がみられた。

図表 14 地域の持続的発展に関する目標
(子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進)



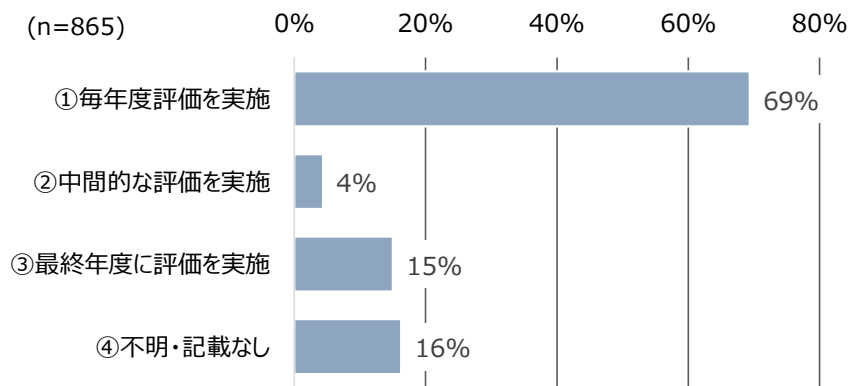
(2) 目標の達成状況に関する評価手続

- 市町村アンケートに基づき、市町村計画のうち、目標の達成状況に関する評価手続について整理を行った。
- なお、アンケート調査の当該設問は自由記述式の設問となっているが、分析を行うにあたっては、「評価を行う時期」「外部評価の有無」の観点で趣旨の類似・共通する回答をまとめたうえで集計している。

① 評価を行う時期

- 評価を行う時期については、「毎年度評価を実施」の割合が最も高く、約7割となっており、「最終年度に評価を実施」が約2割で次いでいる。

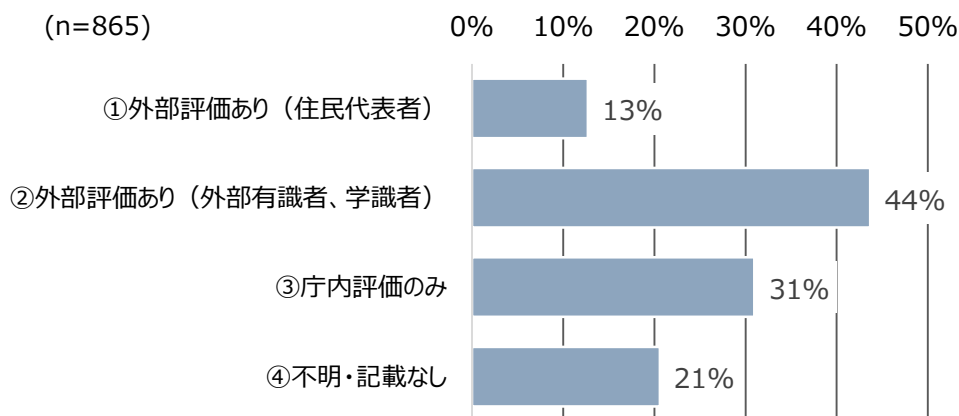
図表 15 評価を行う時期



② 外部評価の有無

- 外部評価の有無については、アンケートの自由回答上では不明確な場合もみられるが、「外部評価あり（外部有識者、学識者）」が約4割、「庁内評価のみ」が約3割となっている。
- 住民代表者による評価を行う例は、約1割と必ずしも多いとは言えないが、市民会議等への報告、評価組織への住民代表者の参加等がみられた。

図表 16 外部評価の有無



図表 17 「外部評価の有無」の回答例

■ 外部評価あり（住民代表者）

- ・ 地域住民、関係者からの意見聴取を行う
- ・ 地域住民を含めたまちづくり推進会議において評価と点検を行う
- ・ 地域の町会長で構成される町会長会議で計画の達成状況进行评估する 等

■ 外部評価あり（外部有識者、学識者）

- ・ 総合計画審議会、総合戦略検証委員会等の会議による評価を行う
- ・ 外部有識者による評価検証を行う 等

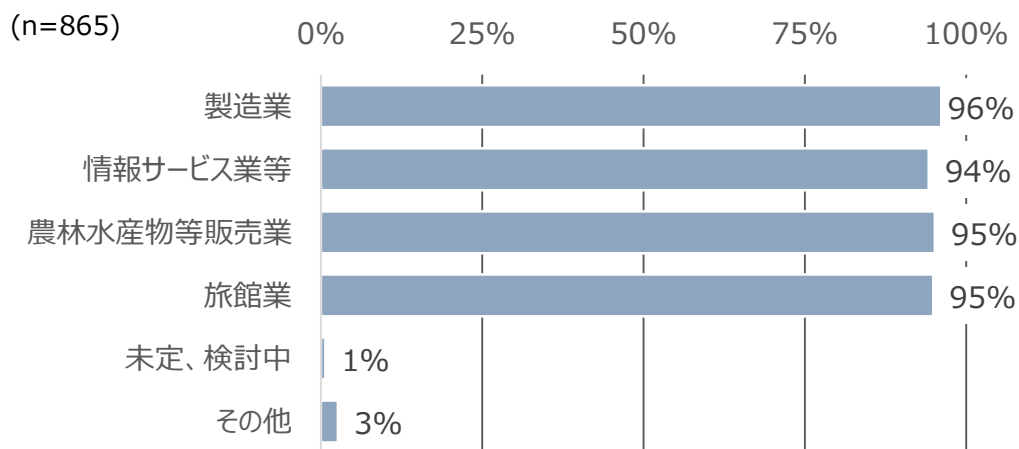
■ 庁内評価のみ

- ・ 事務事業の担当課による評価を行い、市議会へ報告
- ・ 人口動態調査及び市民アンケート調査を通じて、成果を検証
- ・ PDCA サイクルのなかで評価を行う
- ・ KPI による継続的な評価を行う
- ・ 内部評価・パブコメ・議会への報告を実施 等

(3) 産業振興促進事項

- 市町村アンケートに基づき、市町村計画のうち、産業振興促進事項にかかる記載項目を整理した（選択式調査項目を集計）。
- 産業振興促進事項にかかる記載項目については、製造業・情報サービス業等・農林水産物等販売業・旅館業のいずれの業種も9割以上の市町村計画上で記載有と回答されており、殆どの団体ではこれら4業種すべてについて市町村計画上で位置付けている。

図表 18 産業振興促進事項にかかる記載項目



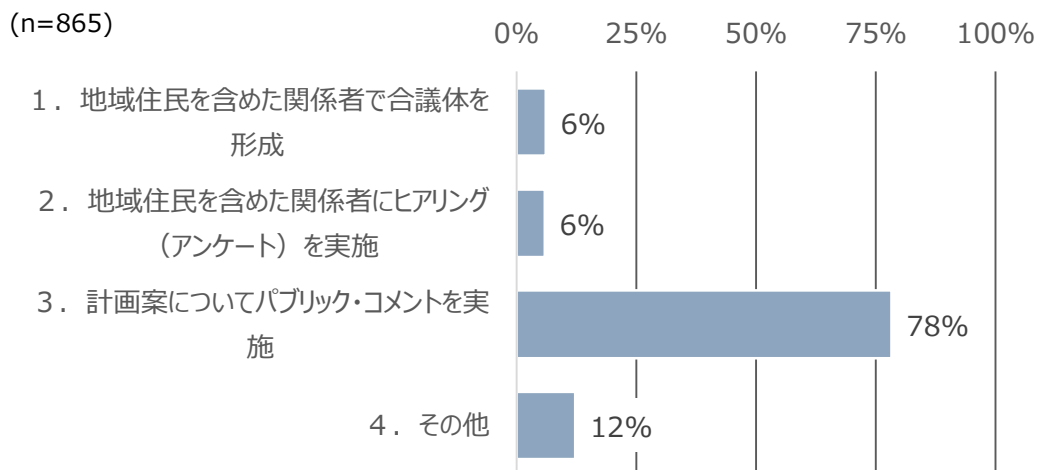
図表 19 「その他」の項目例

- ・農業、林業、漁業、畜産業などの一次産業
- ・建設業
- ・運輸業、海運業
- ・観光業
- ・商工業 等

(4) 計画策定時における住民意見の反映方法

- 市町村アンケートに基づき、市町村計画のうち、住民意見の反映方法を整理した（選択式調査項目を集計）。
- 計画に地域住民等の意見を反映させる場合、どのような取組を行ったかについては「計画案についてパブリック・コメントを実施」が 78%と最も高く、「地域住民を含めた関係者で合議体を形成」「地域住民を含めた関係者にヒアリング（アンケート）」はいずれも 1 割を下回っていた。
- 「その他」における主な回答としては説明会・ワークショップの開催、住民アンケート調査の実施、住民代表からなる懇談会などでの議論などがみられた。

図表 20 計画に地域住民等の意見を反映させるために行った取組



2-3. テキストマイニング分析を通じた課題及び事業に対する分析

(1) 調査・分析の概要

- 過疎法に定める施策分野のうち、多くの団体が「地域の持続的発展に関する目標」にも位置付けている「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」に着目し、課題及び課題解決のために行う事業に対する分析を行った。

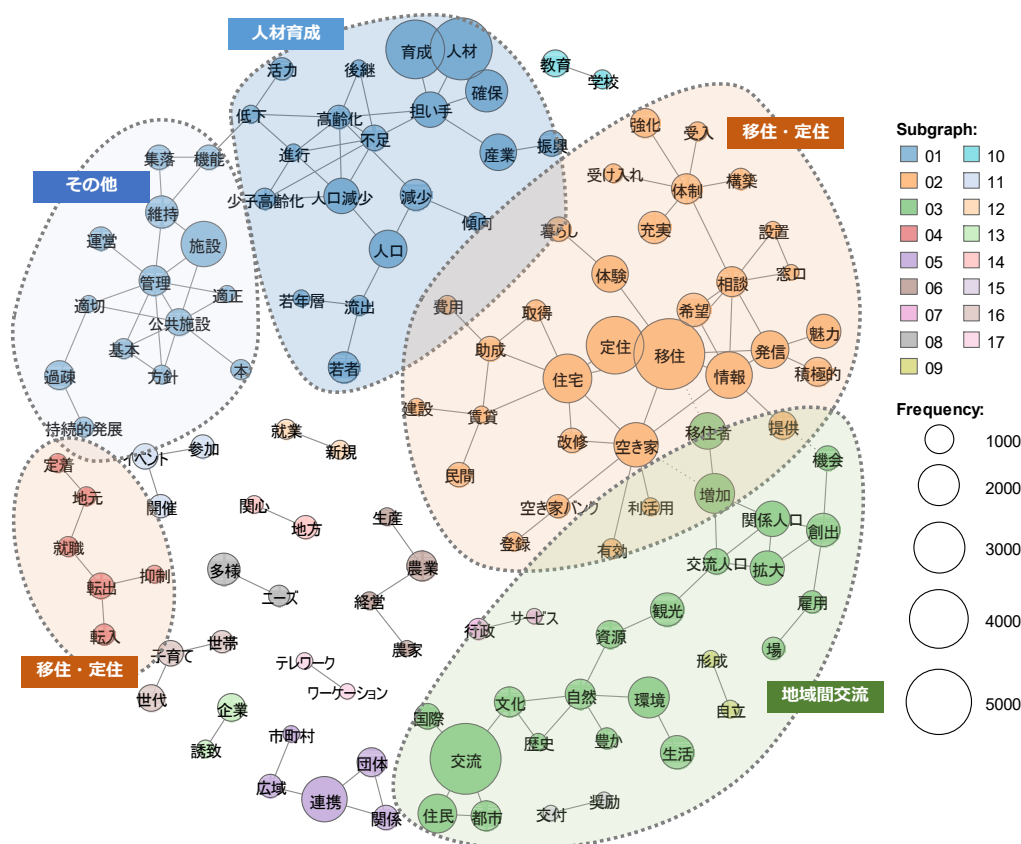
(2) 分析手法

- 過疎市町村より収集した市町村計画（847 団体分）を章単位で分割し、当該章にかかる記載を統合したうえで、全文章に対してテキストマイニングの手法を用いて分析した。テキストマイニングとは、計量的分析手法を用いて、対象となる文章を単語に分割したうえで、単語の出現頻度や単語間の相関関係（同じ文章内で登場しやすい等）を定量的に分析する方法である。なお、分析ソフトとして、KH Coder 3（立命館大学 樋口教授開発、<https://kncoder.net/>）を用いた。
- テキストマイニングにおいて自動的に抽出された単語は、必ずしも一般的な語のまとまりとなっていない場合があるため、必要に応じて「一単語として認識する語句」として設定し、適切な語句が抽出されるよう調整を行った（例：I、ターン→I ターン等）。また、課題及び課題解決のために行う事業に関する文章・単語に分析の焦点を当てるため、各章・各項目のタイトルや、数値の単位、元号、その他内容に影響しない単語等を「抽出しない単語」として設定し、分析対象から除外されるよう調整を行った。その際、「抽出しない」処理を行う準備として、該当単語を「一単語として認識する」必要があるため、「一単語として認識する語句」には、「抽出しない単語」を含めて処理を行っている。
- 本分析において、「一単語として認識する語句」「抽出しない単語」として設定した語句を次頁に示す。

図表 21 テキストマイニング分析の前提条件

一単語として認識する語句	抽出しない単語
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 ・ 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成 ・ 移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成 ・ 移住・定住・地域間交流の促進 ・ 公共施設等総合管理計画 ・ 総合管理計画 ・ その対策 ・ 持続的発展施策区分 ・ 事業名 ・ 過疎地域持続的発展市町村計画 ・ 過疎地域持続的発展特別事業 ・ 移住・定住 ・ 地域間交流 ・ 基準値 ・ 現状値 ・ 必要性 ・ 計画 ・ 基本方針 ・ 地域おこし協力隊 ・ 新型コロナウイルス感染症 ・ サポートセンター ・ リモートワーク ・ 持続的発展 ・ 持続可能 ・ 交流人口 ・ 人口減少 ・ 生産年齢人口 ・ 高齢化 ・ 移住者 ・ 移住 ・ 活性化 ・ Uターン ・ 利活用 ・ 都市部 ・ 友好都市 ・ 公共施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 ・ 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成 ・ 移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成 ・ 移住・定住・地域間交流の促進 ・ 公共施設等総合管理計画 ・ 総合管理計画 ・ 現況と問題点 ・ その対策 ・ 持続的発展施策区分 ・ 事業名 ・ 施設名 ・ 過疎地域持続的発展市町村計画 ・ 過疎地域持続的発展特別事業 ・ 移住・定住 ・ 移住及び定住 ・ 地域間交流 ・ 指標基準値 ・ 目標値 ・ 現況値 ・ 整合性 ・ 必要性 ・ 様々 ・ 令和 ・ 市 ・ ア ・ 等 ・ 事業 ・ 支援 ・ 行う ・ 実施 ・ 内容 ・ 取組 ・ 向ける ・ 対策 ・ 各種

図表 22 「課題及び事業」の全体像



図表 23 テキストマイニング分析で抽出された主要なキーワード群

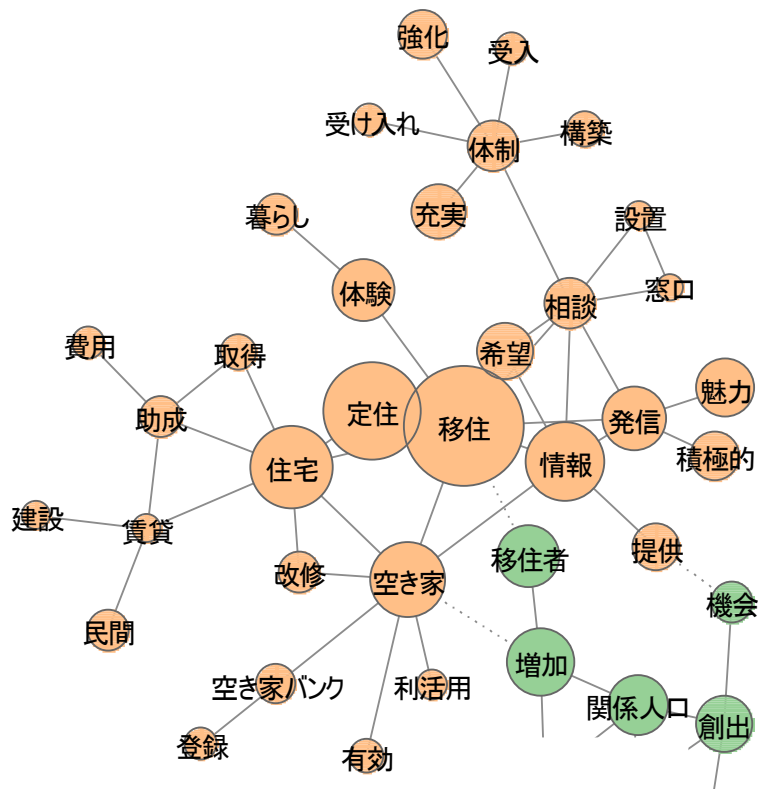
移住・定住	<ul style="list-style-type: none"> ○移住・定住の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家を利活用した住宅の確保 ・民間賃貸住宅の活用、住宅取得に対する助成 ・移住に関する情報発信、地域の魅力の積極的な発信 ・移住に関する相談窓口の設置、受入体制の充実 ・地方での暮らしを知る移住体験の実施 ○地元定着の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・転出抑制に向けた地元就職の促進など、地元定着のための取組強化
地域間交流	<ul style="list-style-type: none"> ○観光振興・交流拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・観光による交流人口の拡大 ・豊かな自然・文化・歴史を活かした観光促進と都市住民との交流促進
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・若年層の流出や少子高齢化を背景とした産業の担い手確保
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の適正管理・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・集落機能の維持 ・公共施設の適正な維持管理

(3) 市町村計画における「課題及び事業」の傾向

① 移住・定住

- 移住・定住は当該施策分野の主たる課題及び事業の対象として位置付けられている。テキストマイニング分析の結果からは、移住・定住を受け入れるうえでの住まいの確保が主たる課題・事業として挙げられており、その手段として空き家の利活用や民間賃貸住宅の活用が位置付けられていることや、移住希望者に対する情報提供や相談窓口・受入体制の確保が主要な論点になっていることがわかる。
- その他、移住体験の取組や地域の魅力に関する情報発信が挙げられている。都市部からの人口の流入を図る移住・定住の促進は、地域間競争の側面を有しており、効果的な情報発信により関心層を惹きつけること、そして、移住の実現に繋げるための充実した生活環境の提供と丁寧な受け入れ体制の構築の重要性がうかがえる。

図表 24 課題及び事業の傾向（移住・定住）



図表 25 市町村計画における記載例※

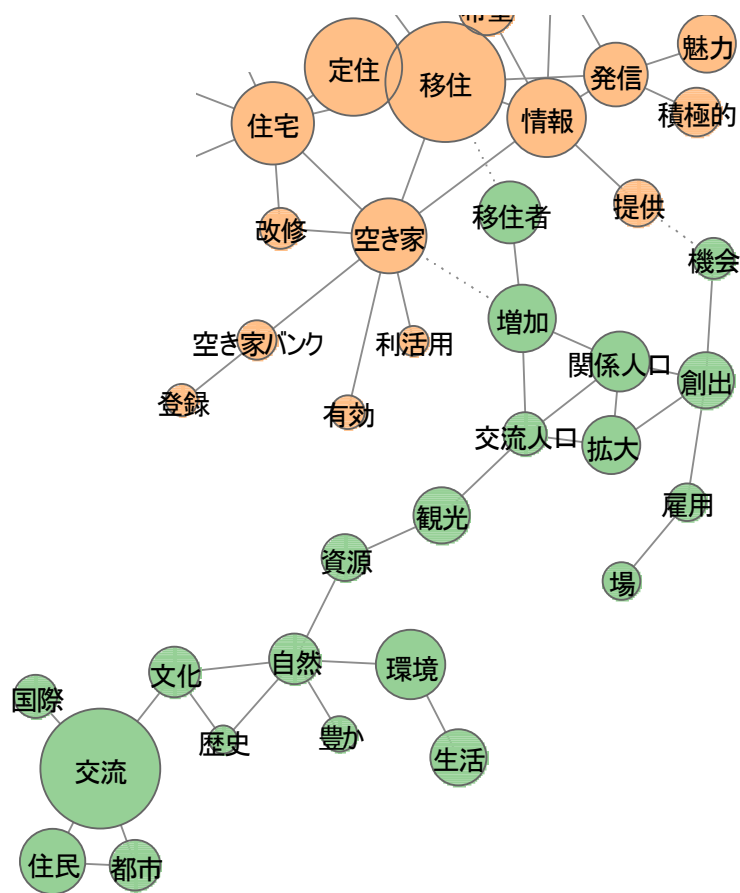
視点	市町村名	取組（移住・定住）
空き家活用	北海道 中富良野町 (P11)	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクによる移住促進及び空き家等の解体に対し支援を行う。 ・空き家の売り手と買い手の仲介及び解体を支援することにより、空き家戸数の削減に繋がる。
	宮崎県 高千穂町 (P16)	<ul style="list-style-type: none"> ・「NPO法人一滴の会」と連携しながら、空き家となっている住宅やオフィス・商店等の調査や、所有者との交渉などを行い、空き家の利活用を積極的に進め、移住・定住を促進します。 ・町内の空き家を移住希望者に対して紹介し、空き家と移住希望者とのマッチングを図ります。
民間賃貸住宅の活用	岩手県 洋野町 (P16)	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住宅地開発を促進し、居住環境の整備などに努めるとともに、民間賃貸住宅の供給を促進し、住環境の向上を図ります。
	長野県 飯綱町 (P11)	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建て賃貸住宅への入居希望が多いことから、一定の改修が必要な空き家を町が購入または賃借し、改修後に移住希望者へ賃貸するなど、新たな仕組みづくりを構築します。 ・町営住宅については、常に全室入居済みであることから一定の需要はあると思われます。町は、移住相談等において住宅形態のニーズを的確に把握し、町有地を活用した町営住宅の整備を計画的に実施していきます。 ・また、民間の力を活用した民間賃貸住宅や従業員宿舍の建設を促進するため、財政的負担の軽減を図ることを目的とした助成制度を実施します。
情報発信の強化	福島県 鮫川村 (P27)	<ul style="list-style-type: none"> ○移住情報発信・移住者支援 ・村へのU I Jターンを働きかけるホームページを作成したり、都内のU I Jターンイベントに出展するなどし、村での暮らしを包括的に紹介します。 ・地域おこし協力隊の活用を念頭に移住コーディネーターを設置し、移住希望者や移住者の総合的支援を行います。
	奈良県 吉野町 (P16)	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者にとって本町の生活をイメージしやすいローカルルール等のきめ細かい情報の発信(ホームページ・パンフレット等)を行い、移住を促進する。
受入体制の強化	岐阜県 東白川村 (P11)	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住施策と新たな働き方となるテレワーク事業等を推進する部署は、NPO法人「つちのご村」へ軸足を移しながら、スピーディーな対応ができる拠点として「移住・定住促進センター（仮称）」を開設し、事業の充実を図り、人口減少に歯止めがかけられるような事業展開を図っていく。
	福岡県 嘉麻市 (P8)	<ul style="list-style-type: none"> ・「詳細を調べる、他地域と比較する、住居・仕事を探す」のフェーズとして、移住相談の窓口を充実させ、地域おこし協力隊を育成・活用して窓口担当とする。
移住体験	北海道 秩父別町 (P17)	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在型市民農園や移住体験住宅等の資源を活用した暮らし体験やワーキングホリデー、ワーケーション事業等を実施し、地域外人材との交流を図る。
	岡山県 赤磐市 (P11)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の様子や暮らしをイメージしてもらうために、オンラインも取り入れた移住相談会や移住体験ツアーを開催し、市を知る機会を創出する。

※各団体の市町村計画より該当箇所を抜粋（趣旨を変えない範囲で一部表現を変更している場合がある）

② 地域間交流

- 地域間交流も、当該施策分野の主たる課題及び事業の対象となっている。テキストマイニング分析の結果からは、都市部と比較した過疎地域の有する特徴として、豊かな自然や生活文化を強みとして、交流人口の増加につなげる過疎市町村が多い。
- 都市との交流や国際交流の促進を図り、観光客の増加につなげる動きと併せて、過疎地域のことを知るきっかけづくりとして位置付ける、移住定住に向けたステップとして地域間交流を捉える動きもみられた。そうした事例のなかには、いわゆる観光振興に留まらない、より継続的な関わりに向けた関係人口の創出を位置付ける計画もみられる。

図表 26 課題及び事業の傾向（地域間交流）



図表 27 市町村計画における記載例※

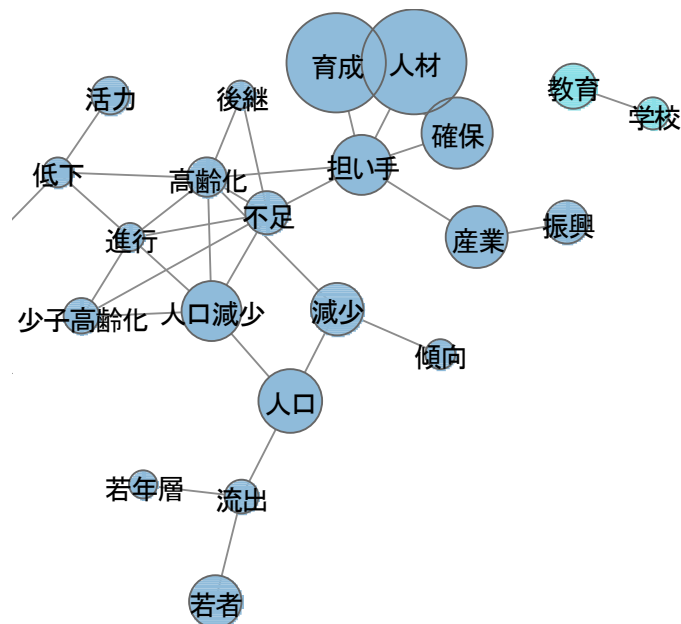
視点	市町村名	取組（地域間交流）
自然や歴史の豊かさ	北海道 岩見沢市 (P18)	・U I J ターンなどによる移住・定住の促進を図るとともに、過疎地域の自然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を活かし、ゆとりある生活への欲求や自然環境への関心といった都市部の住民のニーズに応じた地域間交流を促進するなど、都市部と地域が継続的なつながりを持つ取組により、地域への新たな「人の流れ」をつくります。
	北海道 上ノ国町 (P21)	・時代の変化とともに価値観の変化や、それに伴うライフスタイルの多様化が進み、都市では体験できない感動が得られる空間として、地域の自然や人とふれあう機会を提供できるよう、旧教員住宅及び旧上ノ国ダム合宿所を改修し、お試し住宅等として利用しています。
国際交流	長崎県 対馬市 (P23)	<ul style="list-style-type: none"> ● 国外都市との地域間交流 ・韓国との交流の歴史など地域資源を最大限に活用した観光地づくりをめざし、韓国と関連する対馬 2 大イベントの開催をはじめ、韓国との交流をさらに進め、観光地としての魅力を高める。 ・地場産品の販路を拡大するため、アジア各国との交流を促進し、友好親善訪問や姉妹市の提携を行い、文化交流や観光交流などの人的交流や国際交易の拡大を図っていく。 ・「行政交流に関する協定書」を締結している影島区と人的交流を増大し、「行政交流セミナー等」を通じて、相互理解増進と更なる友好関係の構築に努める。
地域の活性化	石川県 輪島市 (P16)	豊かな自然や地域資源を活用した宿泊・体験型観光の推進など観光資源の魅力向上を図ることで、都市部からの誘客拡大につなげる。加えて、姉妹都市や友好都市との相互交流、大学連携、首都圏からの修学旅行の受け入れや小中学生交流事業の実施、スポーツ大会・合宿等の誘致を通じて他地域と地域住民との交流を深化することで、地域の活性化を図る。
	北海道 二セコ町 (P15)	<ul style="list-style-type: none"> ● ワークेशन活用促進事業 ・新たな旅行スタイルであり、暮らし方・働き方の提案でもあるワークेशनについて、官民での活用促進を図る。 ・コロナ禍による、テレワークが普及し働き方・暮らし方が見直される中、ワークेशन適地としての二セコ町の魅力を発信し、その環境を整備していく必要がある。 ・ワークेशनを通じて二セコ町の魅力を発信することで、観光振興に加え、移住定住への展開や二セコファン（関係人口）拡大などを行うことができる。
関係人口をきっかけにした移住定住への誘導	岡山県 高梁市 (P19)	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係人口の拡大と地域間連携 ・地域づくりの担い手確保や将来的な移住・定住につなげていくため、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大に取り組む。 ・備中松山城を始めとした歴史遺産や備中神楽等の伝統文化を活かして、県内外の都市との交流・地域間交流や連携を促進し、交流・関係人口の拡大に取り組む。 ・現在の移住相談窓口に加え、本市の出身者や吉備国際大学等の卒業生、観光やふるさと納税等を通じてつながった方々に対しての情報発信や、具体的な活動等につなげる一元的な相談窓口を設け、関係人口の創出・拡大に向けた体制整備を図る。

※各団体の市町村計画より該当箇所を抜粋（趣旨を変えない範囲で一部表現を変更している場合がある）

③ 人材育成

- 人材育成については、移住・定住や地域間交流に比べると、市町村計画上で記載される例がやや少ないものの、人口が減少し高齢化が進行する過疎地域において持続可能性を確保するうえでの重要な要素として位置付けられている。
- 市町村計画の記載からは、人口の減少に伴い、若年層の流出・地域産業の担い手の高齢化が進むなかで、地域の産業の担い手の確保と育成が緊急度の高い課題として位置付けられていることが明らかになった。
- その他、過疎対策における人材育成の主要な手段として学校や教育に着目する計画もみられた。

図表 28 課題及び事業の傾向（人材育成）



図表 29 市町村計画における記載例※

視点	市町村名	取組（人材育成）
学校の教育を通じた人材育成	北海道 岩見沢市 (P18)	・将来の地域社会を担う子どもたちが、地理的な特性や学校の環境等を越え、等しく教育を受ける機会を確保できるよう、ICTを活用した遠隔授業等を推進するとともに、学校と家庭、地域が連携しながら、児童生徒が地域課題の解決に向けて探究的に学ぶ活動を通じ、ふるさとに根付く子どもを育む取組みを推進するほか、国際性豊かな地域社会を目指し、地域で育まれてきた姉妹都市、友好都市との派遣交流事業を継続して推進します。
	山形県 鶴岡市 (P26)	(ア) 地域、学校、高等教育機関との連携 個人の生きがいづくりや地域課題解決に必要な知識を身に付けるため、高等教育機関や地元企業、関係機関と連携し、多様な学習機会の提供を行う。また、高等教育機関等による人材育成や情報発信への支援を通じて、本市を支える人材の流入と定着を促し、次世代を担う人づくりを進める。
ICTを活用した人材育成	鹿児島県 錦江町 (P20)	○錦江町 MIRAI 寺子屋塾 学びの意欲があっても地方であるために学びの機会が少ないという町の子供の現状を解消し、夢にチャレンジできる土台となる「基礎学力」と「ICT リテラシー」、「主体的・自立的な学習意欲・学習方法」を身につけるため、公営塾を運営する。都市部と地方の教育格差をなくし、「公教育×民間塾」のロールモデルを目指す。
地域社会の担い手の育成	山形県 舟形町 (P24)	地域社会の担い手となる人材の育成は、人口が減少し、少子・高齢化が年々進む状況においては大きな課題です。地域運営組織の構築による町内会長をはじめとしたリーダーの育成や、魅力ある農業を目指した展開と支援による農業者の担い手育成と確保、町小規模企業振興基本条例に基づいた各種支援策による事業者の後継者育成、各種ボランティア・NPOの育成や構築の支援を行い、地域社会の担い手となる人材の育成を行なってまいります。
産業の担い手の育成	新潟県 上越市 (P21)	・新規就農者に対して、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金の交付を始め、機械整備や住居費を支援するほか、新規就農者の受入れを行う団体等に対しては、受入準備に要する費用等を支援することにより、新規就農者の確保・育成を推進し、担い手不足の解消を図る。 ・地域の実情に応じた地域おこし協力隊等を導入することで、地域外の人材の定着を支援し、新たな担い手の確保を図る。 ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた雇用を創出し、地域の担い手の確保を図る。
	北海道 留寿都村 (P11)	人材の育成・確保 ① 経営体や営農組織のリーダーとなる人材の育成等により、新たな経営体の育成等を支援するとともに、農業関係機関と連携し、担い手確保に向けた検討を行います。 ② 地域おこし協力隊を募集し、活動支援及び定住促進に努め、村の活性化を図ります。

※各団体の市町村計画より該当箇所を抜粋（趣旨を変えない範囲で一部表現を変更している場合がある）

3. 過疎市町村の課題や優良事例の分析

3-1. 調査・分析の概要

- 同じ「過疎地域」の中でも、近年の社会減少率に着目すると、減少率が高い市町村がある一方、近年は社会増となっている市町村も存在する。このような状況を踏まえ、社会減少率が高い市町村の過疎対策における課題、これらの市町村の参考となる取組のあり方について検討するため、アンケートを実施した。
- アンケート調査は、過疎市町村（全部過疎）のうち、社会減となっている団体からサンプルとして抽出した団体、社会増を実現している団体（社会増減は平成 27 年～令和 2 年の住民基本台帳に基づく人口動態より把握）のそれぞれに対して実施した。
- 各アンケートの調査概要は以下に示すとおりである。

図表 30 アンケート調査実施概要

① 過疎対策における課題に関するアンケート調査

調査対象	平成 27 年～令和 2 年に人口の社会減となっている団体から抽出
実施時期	令和 4 年 2 月 4 日～3 月 4 日
配布・回収数	配布：90 団体 回収：79 団体（回収率：88%）
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none">・ 現在、特に力を入れて取り組んでいる又は今後力を入れていきたい過疎対策の取組について・ 上記取組における課題について・ 市町村内で活動する、行政以外の活動主体について

② 社会増を実現している団体の取組に関するアンケート調査

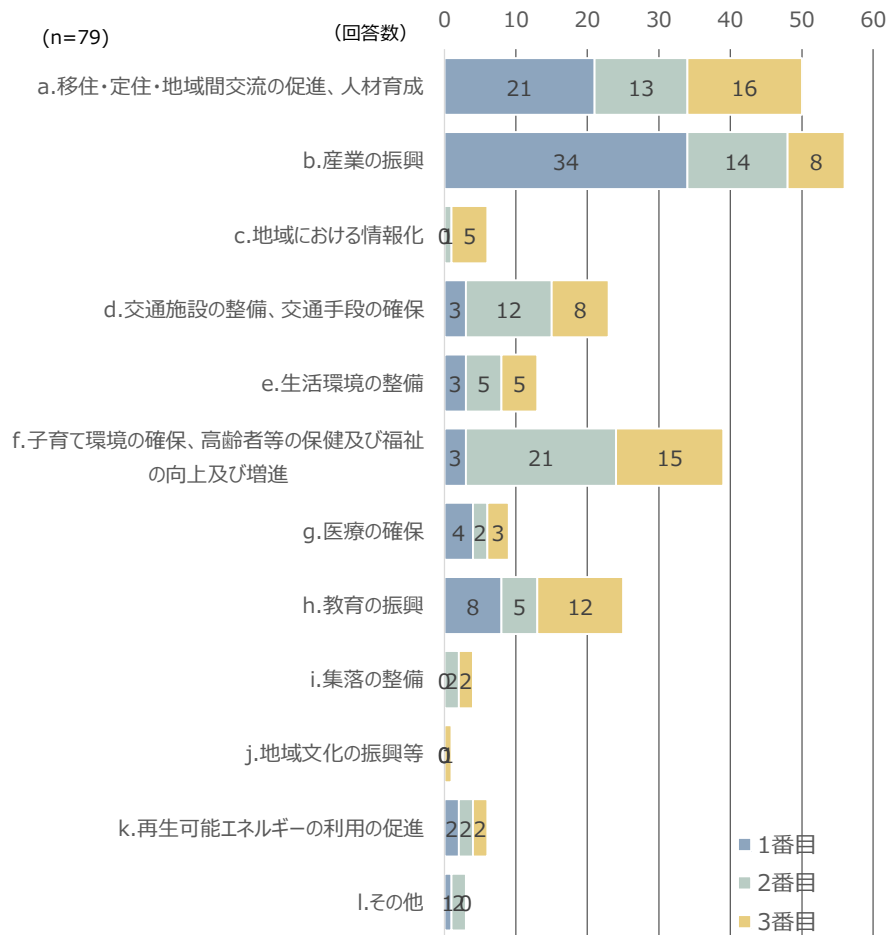
調査対象	平成 27 年～令和 2 年に人口の社会増を実現している団体
実施時期	令和 4 年 2 月 4 日～3 月 4 日
配布・回収数	配布：46 団体 回収：44 団体（回収率：96%）
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none">・ 人口の社会増の主な要因について・ 特に力を入れて取り組んできた過疎対策の取組について・ 活用している人材支援策について

3-2. 過疎対策における課題に対するアンケート調査結果概要

(1) 現在特に力を入れている過疎対策の主な取組

- 現在特に力を入れている過疎対策の主な取組については、「産業の振興」(56 件)が最も多く、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」(50 件)、「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」(39 件)の順に続いている。
- 「産業の振興」「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」については最も力を入れている取組として挙げる団体も多く、特に重視されているといえる。

図表 31 現在特に力を入れている過疎対策の主な取組について



図表 32 主な取組の具体例

■ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- 空き家バンク、空き家の掘り起しや活用、移住体験住宅等
- 移住相談・支援、相談会の実施・相談窓口の設置等
- 地域おこし協力隊員の任用、隊員による移住支援等
- 体験型・滞在型ツアー、ホームステイ、ワーキングホリデーなどを通じた関係人口の創出
- 就業、住宅取得などにかかる補助金等

■ 産業振興

- 担い手の確保（就農者への支援、インターンシップ、奨励金など）
- 基盤整備（生産基盤、道の駅など）、施設整備
- 販路拡大、PR、イベントの実施
- 域内の企業・団体等への指導や支援、補助事業の実施

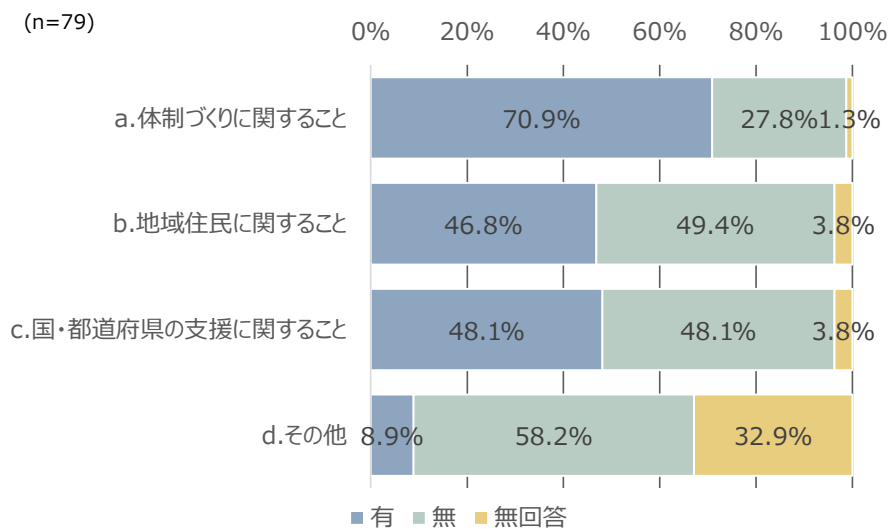
■ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 認定こども園等を活用した子育て支援体制の強化
- 保育料・給食費・医療費・修学旅行費用を全額助成等
- 低廉な高齢者専用住宅、シルバーハウジングの整備

(2) 力を入れて取り組まれている過疎対策に取り組むうえでの課題

- 力を入れて取り組まれている過疎対策に取り組むうえでの課題については、「体制づくりに関すること」の割合が最も高く 70.9%となっている。次いで、「国・都道府県の支援に関すること（48.1%）」、「地域住民に関すること（46.8%）」となっている。
- 体制づくりについては、マンパワーのみならず、専門人材の不足や行政内部の体制に関する回答が見られた。
- 地域住民については、過疎対策への参加の意識向上を課題とする回答が多い一方で、新たな取組やすぐに効果が現れない将来のための取組への理解を得ることが難しいとの回答も見られた。
- 国・都道府県の支援については、既存の支援メニューがどのようなものか分かりづらいとの回答が見られた。

図表 33 力を入れて取り組まれている過疎対策に取り組むうえでの課題



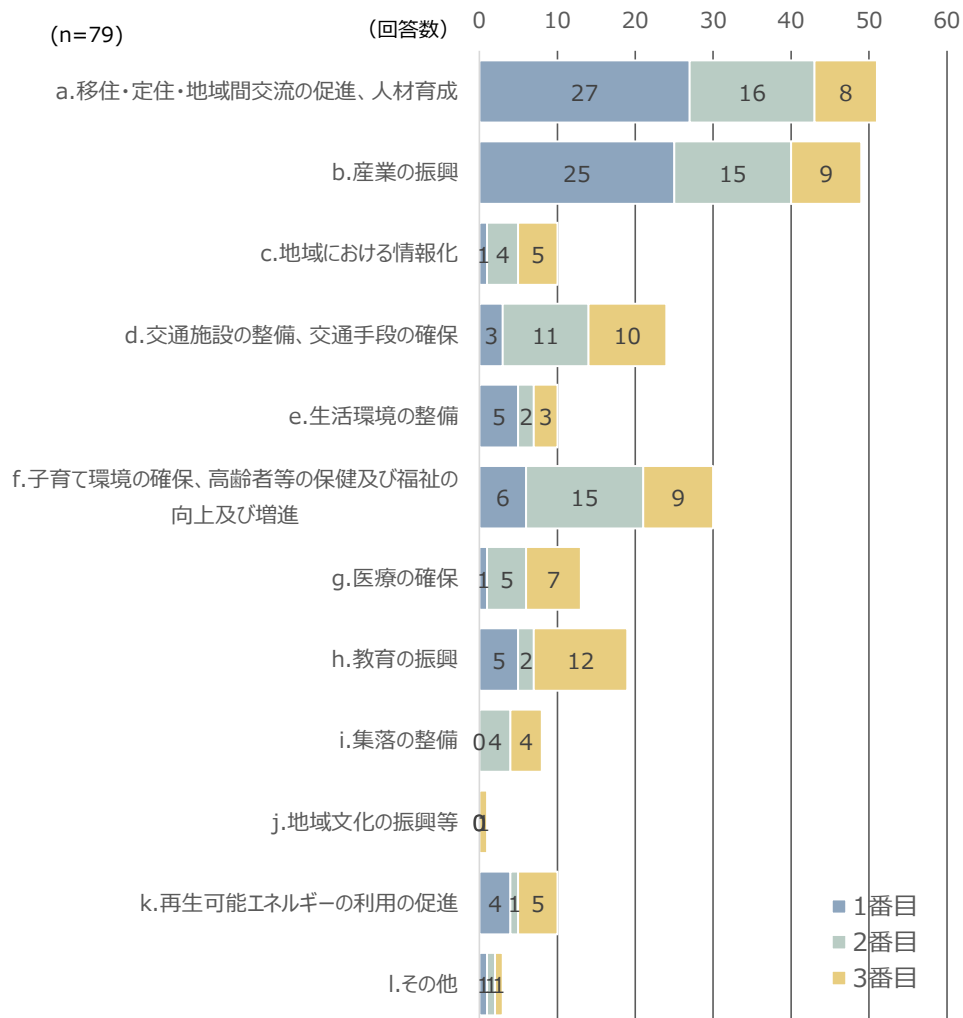
図表 34 主な具体回答の例

体制づくり
<p>■ 担い手不足</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少、高齢化による担い手不足 地域団体の役員不足 <p>■ 専門的人材の不足等</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門的人材（デジタル等）の不足 外部人材とのマッチング（ミスマッチ） 事業を委託できる民間事業者の不足 <p>■ 行政内部の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 産官学等の連携が必要だが、行政職員がリードできるか不安がある 他の業務との兼務が多く、過疎対策に専従できない 各部署で取り組んでおり、全体として戦略的な事業実施ができていない
地域住民
<p>■ 過疎対策への参画の意識</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の地域活動等への参画の減少、過疎対策の取組における協働への意識改革、内発的な動きの生み出し方が分からない 地域リーダーの育成ができていない 移住者を受け入れる体制ができていない <p>■ 過疎対策への住民の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな取組を行う上での、住民の理解を得ることの困難さ 「今」の生活の改善に関する施策ではなく、すぐには効果が現れない人口減少を見据えた「将来」のための施策に理解を得ることが難しい
国・都道府県の支援
<p>■ 支援メニューの分かりづらさ</p> <ul style="list-style-type: none"> どのような支援策があるのか、分かりにくい。どの支援策を活用すれば有利なのか分からない。 支援メニューの一覧化に対する要望 <p>■ 財政支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 過疎地域に対する財政支援の拡充に対する要望（種類の拡充、補助率の増加、認定の要件の緩和等） <p>■ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援策の申請から活用までの、過疎市町村側の人的リソースの不足 申請等の事務手続きの煩雑さ

(3) 今後力を入れていきたい過疎対策の取組について（上位3つまで）

- 今後力を入れていきたい過疎対策の取組は、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」（51件）が最も多く、「産業の振興」（49件）、「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」（30件）の順に続いている。
- 現在の取組状況（前ページ）と比較して、全体の傾向に大きな違いはないが移住・定住等を重視する割合が高まっている。
- 移住・定住等については、関係人口や交流人口の創出・増加に向けた取組や、コロナ禍の社会情勢を踏まえたサテライトオフィスの整備を通じたテレワークの推進など、ICTとも関連する取組を目指す回答もみられた。

図表 35 今後力を入れていきたい過疎対策の取組について



図表 36 主な取組の具体例

■ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- 移住定住の相談体制の充実、空き家バンク等
- 関係人口の創出、交流人口の増加に向けた取り組みの強化
- ワークーション、サテライトオフィス、コワーキングスペース等の整備によるテレワークの推進 等

■ 産業振興

- 担い手の確保、基盤整備・施設整備、販路拡大、PR、イベントの実施、域内の企業・団体等への指導や支援、補助事業の実施
- 6次産業の活性化
- 観光DMOの設立 等

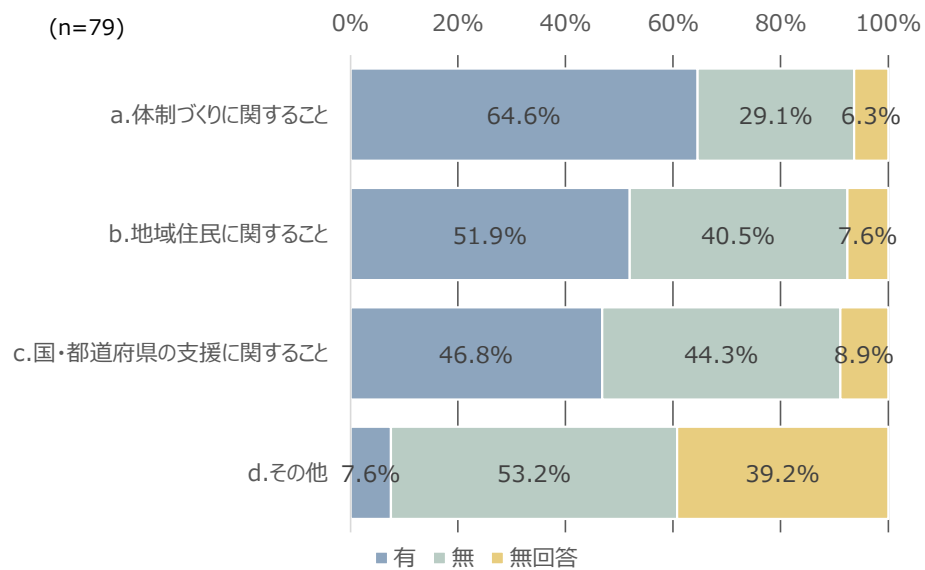
■ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及びの向上及び増進

- 子育て支援体制の強化（施設整備、居場所づくり、経済的負担の軽減等）
- 高齢者の活動の場・居場所づくり、地域包括ケアシステムの構築 等

(4) 今後力を入れていきたい過疎対策の取組を実施するうえでの課題

- 今後力を入れていきたい過疎対策の取組を実施するうえでの課題については、「体制づくりに関すること」の割合が最も高く64.6%となっている。次いで、「地域住民に関すること（51.9%）」、「国・都道府県の支援に関すること（46.8%）」となっている。
- これまでに、力を入れて取り組まれている過疎対策の取組（（2）参照）と同様の回答結果となった。

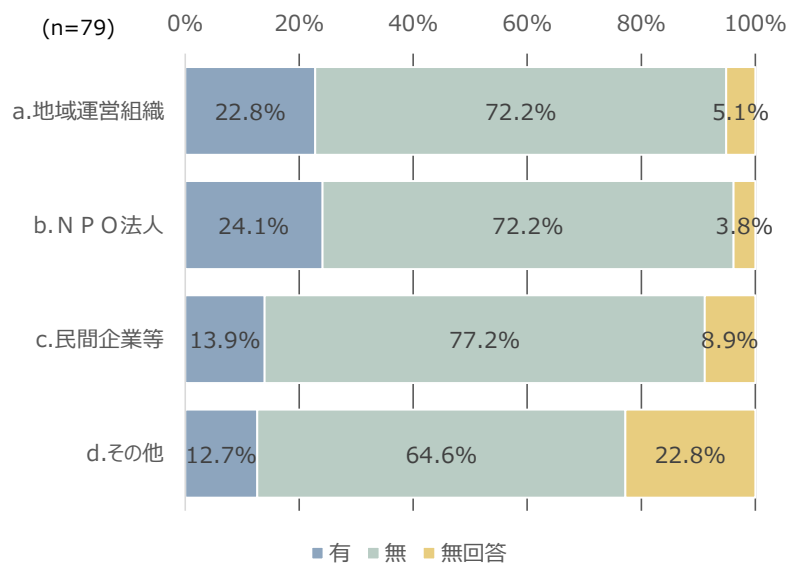
図表 37 今後力を入れていきたい過疎対策の取組を実施するうえでの課題



(5) 行政以外に活動する過疎対策の活動主体の存在

- 行政以外の過疎対策の活動主体は、「無」とする回答が7割を超える。「地域運営組織」「NPO 法人」は、活動主体が「有」とする割合がそれぞれ2割以上とやや多い。
- 地域運営組織は様々な既存の地域団体（自治会、社会福祉協議会等）が母体となり、地域運営や住民の福祉に関わる活動などを実施している。
- NPO 法人、民間企業は過疎問題の解決に寄与する各分野で活動を行っている。行政からの委託により活動する例もみられた。

図表 38 行政以外に活動する過疎対策の活動主体の存在



図表 39 主な具体的回答の例

地域運営組織

- 集落には青年団，壮年団，婦人会，老人クラブ，子ども会等の各種部会が存在している。各部会代表で構成される集落運営委員会により，過疎対策等の地域運営を行っている。
- 住民による日常生活（ゴミ出し 等）助け合いの取組や、除雪ボランティア活動が展開。また、北部地区では空白地運送が展開されており、地区内での住民の足の確保に寄与。
- 高齢者が食料、日用品を買うために地域運営組織の有償運送を活用したり、同組織が主体となり開催される土曜朝市に足を運んだりと村民の生活になくてはならない存在となっている。

NPO法人

- 高齢者や障害者等の地域住民に対し、福祉サービス（例：家事援助サービス・有償運送）を提供する。
- 農村の伝統と文化を引き継ぎつつ、新たな情報と人材交流を促進し、産業と雇用創出、子どもの教育、環境保全、スポーツの振興、国際協力、福祉に関する事業等を統合した地域づくり等に係る事業を行う。
- 主に農村レストランの運営を中心に活動をしている。レストランの食材には地元食材を多く使用しており、地産地消や来村者への食事の提供を通して、過疎対策の活動となっている。

民間企業等

- 移住・定住に係る事業にて、一部民間に委託している。
- 民間企業が、道の駅運営に係る留萌魅力発信のためのコンシェルジュ育成を実施
- 地域おこし協力隊として都市部から移住してきた方たちが起業し、地域に入り積極的に関わりをもつ取り組みとして交流スペースをオープン。地域コミュニティの核となり、様々な地域課題の解決に寄与
- 地元住民を中心とした農業生産法人で、新規就農者の受け入れや農業体験イベントなど、農業の担い手育成や都市部との交流を行っている。

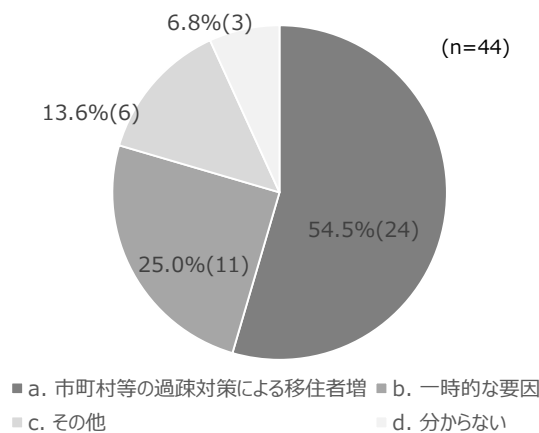
3-3. 社会増を実現している団体の取組に対するアンケート調査

(1) 人口の社会増の主な理由等について

① 人口の社会増の主な理由

- 人口の社会増の主な理由については、「市町村等の過疎対策による移住者増」の割合が最も高く54.5%となっている。次いで、「一時的な要因（25.0%）」、「その他（13.6%）」となっている。

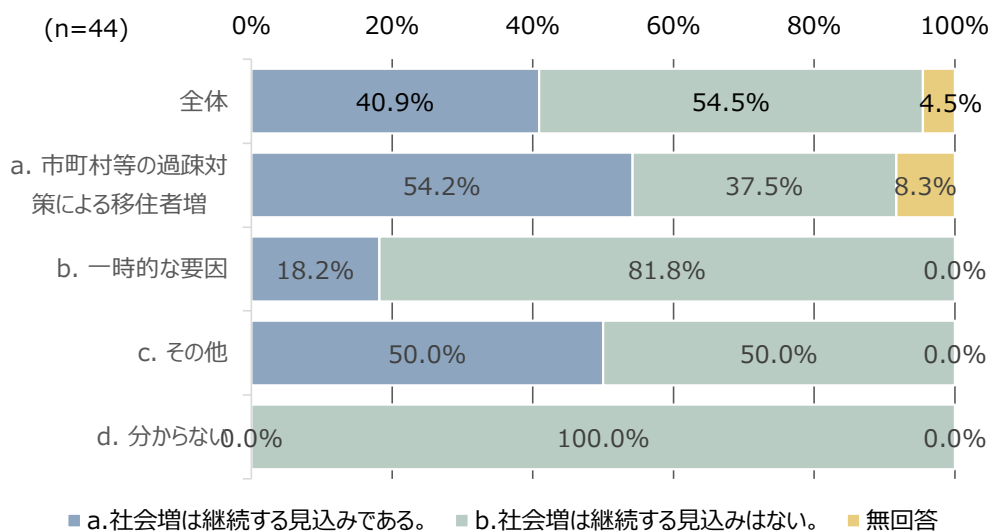
図表 40 人口の社会増の主な理由



② 人口の社会増の今後（5年後を目途に）の継続の見込み

- 人口の社会増の今後の継続の見込みについては、「社会増は継続する見込みである」とする割合は、全体としては約4割であったが、市町村等の過疎対策による移住者増の団体については、社会増が継続する見込みの団体が半数を超えている。

図表 41 人口の社会増の、今後（5年後を目途に）の継続の見込み



生活環境の整備、子育て環境の確保（長野県麻績村（人口：2,668人、H27-R2増：82人））

過疎対策の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者向けの若者定住促進住宅の建設 ・子育て世代への支援 <p>約10年をかけ子育て支援策（医療費の無償化、保育料無料化、通園・通学費の補助、修学旅行補助、出産・育児支援金、0歳・4歳児への絵本プレゼント、子育てコーディネーターの設置、支援学級の充実等）の充実を図りながら、移住者向けの若者定住促進住宅の建設を行ってきた</p>
意思決定のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・首長方針による庁内関係部局との調整会議
工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・若者を対象としたため、入居しやすい環境整備づくりが必要であり、家賃の低廉化を図った ・子育て支援では保健師を増員、子育て支援の保健師の配置など健康事業にも力を入れてきた
苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者を優先した事業であったため、村内の親と同居の若者世帯が村外に転出する事例もあった。抽選による入居者の決定から入居者選定委員会を設置し、評点方式で入居者を決定
取り組みの効果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年5月1日現在、若者定住促進住宅を48棟を建設し、中学生以下の子ども84人を含む173人が入居



<http://www.vill.omi.nagano.jp/promotion/img/fc7ed1174ffd95f5cf3cb7d470e30fa8611fe.pdf>

●児童福祉

- ①地域へ開放した保育園運営を図っていきます。
- ②夫婦共働き家庭の増加に対応した児童館的施設の充実を図ります。
- ③保護者間や世代間の交流及び地域社会とのかかわりを通じて子育て支援の充実を図るため、拠点的な児童公園の環境整備に努めます。
- ④放課後児童クラブ活動の充実に向けての体制整備を推進します。
- ⑤村の豊かな自然環境資源を活用して、生きる力の社会性や人間性を向上させる、自然体験や生活体験、遊び、農業体験など体験学習を積極的に推進し、野外文化教育の充実を図ります。
- ⑥世代間交流の推進、特に高齢者との交流を通し地域の伝統、文化を伝承し、豊かな人間形成に資するための施策を推進します。
- ⑦子どもの医療費助成事業や「出産祝金・子育て支援金」の支給事業など、すべての子育て世帯に対する経済的負担軽減に努めます。
- ⑧不妊治療を行っている夫婦の精神的・経済的負担を軽減するとともに、広い意味での子育て支援の一環として不妊治療に要する医療費の助成を行います。

出典：麻績村過疎地域持続的発展計画

その他（山口県阿武町（人口：3,184人、H27-R2増：2人））

過疎対策の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりアンケートを通じた総合計画の策定 ・子育て世代の移住や定住を促すための多様な住まいの提供や子育て支援等の実施
意思決定のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画を策定する上で、毎回、小学生以上の全住民にまちづくりアンケート(町民及び町外に居住する町の出身者も対象；回収率70%以上)を実施するとともに、まちづくり懇談会、カジュアルトークの開催などにより住民ニーズを把握し、施策を決定している。
工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティデザインの専門会社との連携で、新たな取組や施策を打ち出している（阿武の玄関づくりプロジェクト、1/4worksプロジェクト等）。 ・阿武町を知ってもらうため、マスコミへの情報提供やSNSの活用を通じて情報発信している
取り組みの効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年から住宅対策に総合的に取り組んできた結果、移住者が約400人（人口の1割以上）と、定住対策に効果があった。また、子育て支援の充実により子育て世帯の移住割合も増えている。そのほか、情報発信を契機として関係人口が増加している。

阿武町暮らし支援センター
shibano

○開所時間
火、木、土曜日 10:00～18:00

○センター機能
移住・定住と仕事の相談、買しスペース・貸しキッチン



出典：阿武町資料

阿武の玄関づくりプロジェクト（阿武町暮らし支援センター“shibano”の整備）
かつて薬局であった空き家が、阿武の玄関づくりプロジェクトの1つとしてリノベーションし、阿武町の移住、交流、住まいの相談のための「まちの玄関」として生まれ変わった。

1/4worksプロジェクト
地域で1つの仕事に就くのではなく、農業や漁業の働き手の減少を踏まえ、第一次産業で季節ごと（1/4年ごと）に発生する期間限定の仕事パッケージ化（1/4works）し、仕事のニーズをマッチング。農業に関心のある人や移住者の呼び込みに向けて活動している。

② その他の取組

図表 42 市町村等の過疎対策による移住者増の団体

団体名	人口 (R3.1.1)	H27- R2増	取組	効果	工夫した点
北海道 留寿都村	1,911人	312人	留寿都村社宅建設促進事業：社宅建設に係る費用の一部を補助（インバウンド需要によりリゾート企業等の外国人従業員採用のため社宅が必要とされていた）	補助金を活用した結果、社宅2棟102戸が建設され、外国人を含めた従業員が入居し、人口増につながった。	—
北海道 新十津川町	6,548人	18人	妊娠中や出産後の健康診査費用の助成制度の充実、子育て支援施策として、高校生以下の医療費の無料化やスポーツ文化施設の無料化を行ったことにより、妊娠中から子育て期を支援する体制を充実させたことによるもの	子育て支援策を充実させたことで、実際に定住された方による口コミ等により、さらに転入者が増えた。	—
北海道 当麻町	6,372人	2人	当麻町産材活用促進事業補助金：町産木材を活用して住宅を新築する者に、町産木材費用を補助(上限250万円)	地元の木材を加工し、地元技術者を活用。地域産業の振興及び定住化の促進を図り循環型産業を形成している。（林業・建設業）	—
北海道 西興部村	1,058人	17人	地域おこし協力隊の活用、起業家支援施策、子育て支援施策の充実等	積極的な募集を行ったことにより、本人だけでなく、家族を伴った転入に結び付いた	—
北海道 上士幌町	4,964人	321人	全国に先駆けてふるさと納税を活用し、認定こども園の保育料の無料化や高校生までの医療費無料化、住宅を新築する際にこども一人に対し100万円の支援、大型農業法人の設立、拡大による雇用拡大、賃貸住宅の整備支援事業などの総合的な取組を推進	平成27年の国勢調査では、人口4,765人、世帯数2,177世帯だったが、これまでの地方創生等の取組により、令和2年の国勢調査では、人口4,778人、世帯数2,350世帯と増加。	認定こども園の保育料の無料化等について、ふるさと納税の寄付を基金に積み立てすることにより、今後、10年間の事業と取組の担保を行い、長期的な事業継続を可能とした。10年後については、国の保育料の無料化についての支援が進むとの考え。
北海道 鶴居村	2,520人	55人	H9年度から定期的に分譲地の造成・販売	99区画中97区画販売済み。277人転入	1区画平均200坪としたことにより購入者が自由に住宅や庭などの位置を設定できる。
宮城県 山元町	12,081人	41人	移住・定住支援補助金（事業期間R元～R3）：町内において新たに住宅取得を行う者（新婚・子育て世帯、新規転入者）、新たに民間賃貸住宅に入居する者（新婚・子育て世帯、町内に就業する新規転入者）、住宅の増改築・リフォームを行う者（新婚・子育て世帯）、また町内での住宅取得を促し、定住させた住宅関連業者に対し、補助要件に応じた一定額の補助金を交付し、特に新婚・子育て中の若者世帯を主な対象とした定住促進による地域の活性化を図る。	震災後から昨年度末まで補助金を活用した転入実績が247世帯、689人に達している。平成28年度から5年連続での転入者が転出者を上回る社会増を継続している。令和2年国勢調査人口12,000人台を維持。社人研推計人口11,561人を上回り人口減少を抑制。	町担当職員が、不動産事業所及びハウスメーカーを訪問し制度をPR。JR東日本仙台支社管内の電車内広告を活用し制度をPR。
福島県 川内村	2,523人	47人	ひとり親世帯移住促進奨励金等交付事業（H28年6月から）：ひとり親世帯が村内に移住し3年以上居住することが確実な場合50万円を交付、移住後の家賃月額5分の3以内（上限4万円）を3年間交付し、居住開始から3年後に引き続き3年以上居住する意思のある世帯に30万円を交付し、経済面から支援してきた。	これまで13組31名の世帯が移住している	移住するためには、住むところ、働くところが必要なことから、村が直接関わってきた。
東京都 奥多摩町	4,991人	477人	定住化対策、少子化対策	人口減少幅に一定の効果が見られた	子育て支援策の拡充、住環境整備の充実
新潟県 出雲崎町	4,267人	21人	これまで6団地にわたって住宅団地の造成、分譲及び子育て世帯を対象とした調整住宅の整備を行ってきた結果、子育て世帯や若年層の転入が増えた。令和4年度に新たな住宅団地の造成を行う予定となっている。	これまでの住宅団地の分譲により分譲区画の全てが完売しており、町外からの転入を促進している。また町内の子育て世帯を中心に、住宅団地に転居しているケースも多く、町内からの転出を抑制し、社会増を後押ししたと考えられる	「町が造成、分譲する住宅団地」をセールスポイントとし、購入者に安心感を与えるとともに、住宅購入に対する補助制度や保育料無償化など充実した子育て施策のPRをあわせて実施。通常に分譲価格や家賃より、安価な価格設定

※団体名に下線を引いた団体は、「今後も社会増が継続する見込み」と回答した団体（以下同様）

図表 43 市町村等の過疎対策による移住者増の団体

団体名	人口 (R3.1.1)	H27- R2増	取組	効果	工夫した点
長野県 北相木村	719人	9人	公営住宅の建設	移住、定住者の増加	山村留学事業と連携し、移住者の確保
奈良県 明日香村	5,471人	33人	・空き家バンクによる支援制度の充実 ・住宅地創出（今後の課題でもある）	転入者の増加、空き家対策、景観維持	空き家バンク制度においては、需要があるため少しでも多くの物件を提供してもらえよう所有者の交渉等に注力した。
和歌山県 北山村	427人	5人	空き家の取得時の補助金および賃貸時の改修の補助金／子育て支援のための補助金等の充実	平成27年度以降13世帯37名の定住	世代ごとの不公平感に繋がらないよう制度設計に努めた
島根県 吉賀町	6,139人	130人	空き家バンク改修、子育て施策、有機農業等の支援、多文化共生に関する取り組み	廃屋等の減少 移住者の増加 地域住民と技能実習生の交流イベント等開催	空き家対策（固定資産税案内時に制度周知）（新規登録物件をHP等で随時公開）多言語対応の翻訳機導入、ゴミ袋・パンフレットなどの多言語化
高知県 香美市	25,911人	502人	市の取組む移住相談等について、NPO法人いなかみへ委託し、きめ細やかな移住支援に取り組んでいる。	移住者数について、H29：64人、H30：70人、R1：71人、R2：75人と右肩上がりに増加。移住相談件数も年々増加	NPO法人と連携し、役割を決めて取り組むことで無駄なくきめ細やかな移住サポートを実施
高知県 土佐町	3,784人	36人	移住希望者への相談対応。移住者が中心となって立ち上げた地元NPOに委託。高知県内でもかなり早い時期から施策化して取り組んでおり、それをきっかけとして移住してきた方たちが新たに関係人口に関する取組等をスタートするなど、良い循環が生まれている。	人口減少の抑制。地域の人材の多様性が増したことによる地域の活力の増加。	移住者が中心となって設立した団体であり、当初から移住者視点での相談対応を実施。地域で実現したい暮らし方等を聞きとりながら、それが嶺北地域と合致していない場合には他地域も含めて選択肢として提供する等の対応により、移住者数に加えて高い定着率を実現
福岡県 上毛町	7,577人	132人	コモンパーク上毛彩葉宅地分譲事業（県立築上東高校跡地を活用）	77区画中69区画について分譲を完了し、200人以上の定住につながっている。	まちなみ設計及び宅地販売方法

図表 44 一時的な理由による社会増の団体

団体名	人口 (R3.1.1)	H27-R2 増	社会増の理由
北海道 赤井川村	1,176人	415人	村内にスキーリゾート施設があり、冬期間に従業員が増加するため。
北海道 占冠村	1,315人	349人	村内リゾート施設における従業員の増加（主に外国人）
新潟県 粟島浦村	344人	9人	村外から一年単位で児童生徒が留学する制度「しおかぜ留学」の実施地域おこし協力隊を始めとした移住者の呼び込み
山梨県 早川町	1,002人	11人	平成27年から中央新幹線建設工事が始まり、それに伴う工事関係者の現場事務所及び寄宿舎等が建設され、令和2年10月1日現在、町内及び寄宿舎に工事関係者176世帯177人が常駐しているため。
広島県 北広島町	18,244人	49人	移住施策による効果も一定程度あったと思われる。しかしながら主な要因としては、製造業を中心とした工業団地において外国人技能実習生の受入が増加したことが大きい。 参考：住民基本台帳外国人登録者数 H27年3月末383名、R2年3月末569名
香川県 直島町	3,041人	16人	基幹産業の積極的な従業員の雇用
福岡県 大任町	5,221人	113人	平成30年度に町外者優先の子育て支援のための町営住宅を建設したことにより、一時的に社会増となった。
鹿児島県 三島村	384人	10人	主として村職員の増員や学校教員の異動によるもの。
鹿児島県 東串良町	6,538人	214人	移住・定住促進施策として、現在、第5次（全193区画）までの住宅用地の貸付事業を行ってきたが、この第5次の貸付事業についても、造成した全ての区画が貸付完了している。今後、この事業について継続していくかは現段階では決まっていないことから、人口の社会増については一時的な要因だと考える。
鹿児島県 瀬戸内町	8,817人	5人	自衛隊基地完成に伴い自衛隊員の異動による人口増が考えられる。
沖縄県 与那国町	1,697人	200人	陸上自衛隊配備に伴い、一時的に人口が増となっている。

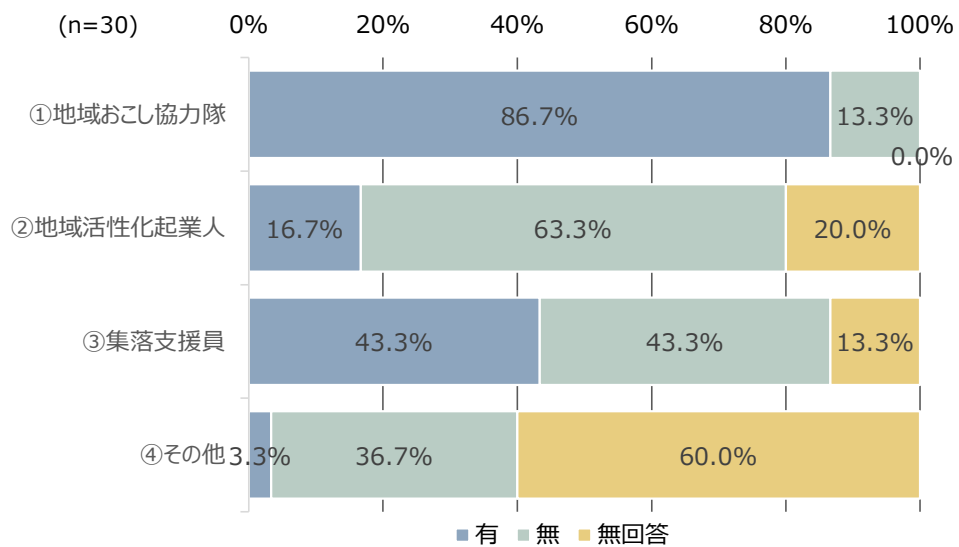
図表 45 その他の理由による社会増の団体

団体名	人口 (R3.1.1)	H27- R2増	社会増の理由
北海道 二セコ町	4,996人	590人	地域資源である美しい自然や景観を守り育てることにより、基幹産業である農業と観光の活性化、さらに、優良企業の進出や移住者の増加につながっている（景観条例の制定、準都市計画策定等）
和歌山県 太地町	3,005人	33人	町内にある高齢者施設への転入や、また東日本大震災以降、近隣市町村から高台にある地区への転入など。
広島県 安芸高田市	28,044人	6人	子育て支援、空き家バンク、起業支援など、これまで取り組んできた各分野の施策それぞれが、少しずつ効果につながってきた。中でも、多文化共生の推進により、海外からの技能実習生の受入等、積極的に取り組んだことが大きな要因と思われる。
太分県 豊後高田市	22,433人	419人	早くから取り組みを進めている、空き家バンク事業を中心とした移住・定住施策の効果が現れてきていると思われる。
鹿児島県 十島村	684人	13人	山海留学生の増加に伴う、教職員及びその家族の増

(3) 活用している人材支援策及び、人材の役割について

- 活用している人材支援策について、地域おこし協力隊は「有」とする回答が約 9 割と最も多く、「集落支援員」が約 4 割で次いでいる。
- 地域おこし協力隊については、多様な地域課題の解決に取り組むとともに、任期満了後に地域で起業・定着する例もある。
- 集落支援員については、小さな拠点を活動の拠点とする、農業を中心とした支援を行うなど、より人口が減少する地域や集落での支援活動が行われている。

図表 46 活用している人材支援策及び、人材の役割*



※人口の社会増の主な理由として「a. 市町村等の過疎対策による移住者増」または「c. その他」と回答した 30 団体を対象とした設問

図表 47 具体的回答の例

地域おこし協力隊

- 地域活性化事業などのコーディネートなどをおこなっている。
- 地域の諸課題の解決及び、町内の経済・産業の活性化につなげ、町内で起業することを目的に採用
- 協力隊員それぞれが、観光・農産物・教育等の分野に取り組むことで、地域の活性化に貢献
- 観光PRや農産物を活用した特産品の商品開発等で地域おこし協力隊を任用しており、任期満了後に町で起業した者もいる
- 町の魅力を発見し、その魅力を情報発信することにより、何らかの関わりを持つ人たちを増やしていく取組を実施

地域活性化起業人

- 林業や林政の効率化推進を実現するため、ICT技術の導入を進めており、機器の取扱方法や林業分野における新たな利活用についてアドバイスを受けている。
- ICT推進プロジェクトを立上げ、各課メンバーよりICT利活用検討対象の課題を抽出し、実装方法を検討のうえ、費用対効果等の有効性を鑑みて、ICT推進計画の策定とスケジュール設定を行う。また、導入に向けた実証実験を行うことで、具体的な効果検証と課題の改善を行う。

集落支援員

- 地域における諸問題解決の橋渡しや相談等の対応をしている
- 島留学のコーディネーター及びハウスマスターとして活用
- 地区の見回り、問題把握、話し合い、行政協力
- 集落の維持活動、地域の情報収集活動
- 町内最奥の地域での生活支援等
- 集落活動センター（小さな拠点事業）実施地域では事務局的角色として配置
- 4名の集落支援員とも農業を中心に集落支援を行っていることで、人材が不足する集落への大きな支援となっている。

4. まとめ

4-1. 調査結果の総括

(1) 過疎地域の現状等

- 過疎法改正のポイントの整理及び近年の過疎市町村の現状整理を通じて、本調査の論点整理を行った。
- 過疎法の改正に伴い、人材の育成、革新的な技術の導入、目標設定とフォローアップ等が理念や目標、施策の視点に加えられた。法改正のポイントや、日本全体の人口減少を始めとした過疎を取り巻く現状の変化を踏まえ、過疎対策の取組にはパラダイムシフトが求められているといえる。

(2) 市町村計画の調査・分析

- 市町村アンケート調査や市町村計画の分析を通じて、全国の市町村計画の全体像を整理した。過疎対策の地域指定の要件（人口要件、財政力要件）のうち、主には人口要件の改善を図ることが目指されているが、人口規模の維持・減少の歯止めだけを地域の持続的発展に関する目標として位置付ける計画のみではなく、多様な施策の実施を通じた転入人口の増加や出生率の増など、よりブレイクダウンした目標設定がされている市町村計画の事例も多い。
- 施策分野と紐づいた目標としては、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」や「産業の振興」など、人口要件、財政力要件の改善に直結しやすい分野が中心となっているが、幅広い施策分野にまたがる目標を設定する市町村計画も一定の割合を占めていた。
- 「人材の育成」や「地域における情報化」にフォーカスした市町村計画の割合は、今回の調査結果からは必ずしも大きいとは言えないが、まちづくり団体の育成や防災に関わる人材の育成で地域の持続可能性の向上に取り組む団体や、ICTの活用を通じた産業振興に取り組む団体がみられるなど、分野横断的な施策・取組として位置付けられていることが明らかになった。
- フォローアップの観点からは、多くの団体が毎年度評価を行うとされるなど、団体のルーチン業務の一環に PDCA が組み込まれている状況が明らかになった。また、住民の代表者や外部有識者等との連携を通じた評価も広がりを見せている。
- 代表的な課題としての「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」に対する課題・事業を分析し、課題に対する過疎市町村の取組の全体像などを把握した。人口減少・高齢化の進行する過疎市町村において、地域の持続可能性の確保に向けた多様な主体との連携が志向されていることを確認するとともに、日本全体で人口が減少するなかで、いかにして都市部に PR を図るかなどの地域間競争が顕在化しつつあることを確認した。

(3) 過疎市町村の課題や優良事例の分析

- 人口が社会減となっている団体に対するアンケート調査からは、過疎対策に対する活発な取組が実施されている様子が明らかになった一方で、行政・地域の双方において取組を行う体制づくりに課題を抱えていることが明らかになった。
- 人口減少・高齢化の進行は活動の担い手の減少を招き、既存の取組の継続や新たな取組の実施が困難になるとともに、地域の持続可能性が失われるなど、悪循環が生じていることを確認した。
- 社会増を実現している団体に対するアンケートからは、過疎市町村の立地特性や周辺の都市との関係性等が、人口の増減に影響を及ぼすことが示唆された。これらの構造的な要因は、過疎市町村の努力によっては変えがたい外部環境といえるが、独自の地域資源や周辺の市町村の取組の分析を通じて、うまく差異化を図ることで人口の社会増を実現する団体もみられる。

4-2. 今後の方向性

- 地域によって課題・背景等が異なるなかで、多くの過疎市町村に効果的な取組を促すうえで、単に取組内容を周知するのみでなく、取組のプロセスを分析し、その先進性・独自性を含めて周知するなどの工夫が必要と考えられる。効果的に横展開を図るうえで着目すべきポイントについて、引き続き検討を行う必要がある。
- 体制づくり・住民の参画などの課題は多くの団体で共通しているが、具体的な課題や背景等は地域によっても異なることが想定される。そもそもどのような取組を参考にすれば良いのか分からないといった状況も想定されることから、取組の実践に向けた支援についてもどのような支援が考えられるか検討が必要。